

1. 神奈川県土木工事 施工管理基準及び規格値

昭和52年 7月 1日
工検第104号
昭和56年 7月 1日 改正

昭和60年 5月 1日 改正

平成 5年 4月 1日 改訂
検指第334号
平成11年 4月 1日 改正
技管第 号 改正
平成16年 4月 1日 改正

技管第 67号 改正
平成24年 8月 1日 改正

技管第203号 改正
平成28年 4月 1日 改正

技管第1429号 改正
令和 4年 4月 1日 改正

技管第1717号 改正
令和 8年 4月 1日 改正

神奈川県土木工事施工管理基準及び規格値

目 次

土木工事施工管理基準

1. 目 的	1- 4
2. 適 用	1- 4
3. 構 成	1- 4
4. 管理の実施	1- 4
5. 管理項目及び方法	1- 4
6. 規 格 値	1- 5
7. そ の 他	1- 5

出来形管理基準（索引）

第1編 共 通 編	1- 7
第3編 土木工事共通編	1- 8
第4編 河 川 編	1- 14
第5編 河川海岸編	1- 21
第6編 砂 防 編	1- 23
第7編 ダ ム 編	1- 25
第8編 道 路 編	1- 26

出来形管理基準及び規格値

第1編 共 通 編

土 工	1- 34
無筋、鉄筋コンクリート	1- 46

第3編 土木工事共通編

一般施工	1- 50
------------	-------

第4編 河 川 編

築堤・護岸	1-214
樋門・樋管	1-216
水 門	1-218
堰	1-218
排水機場	1-222
床止め・床固め	1-224

第5編 河川海岸編

堤防・護岸	1-226
突堤・人工岬	1-230
海域堤防	1-238

第6編 砂防編

砂防堰堤	1-240
流路	1-246
斜面对策	1-246
急傾斜地崩壊対策	1-250

第7編 ダム編

コンクリートダム	1-252
フィルダム	1-258
基礎グラウチング	1-260

第8編 道路編

道路改良	1-262
舗装	1-268
橋梁下部	1-276
鋼橋上部	1-292
コンクリート橋上部	1-296
トンネル (NATM)	1-296
共同溝	1-304
電線共同溝	1-306
道路維持	1-310
道路修繕	1-312

品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	1-314
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	1-317
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	1-317
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	1-317
5. ガス圧接	1-318
6. 既製杭工	1-319
7. 基礎工	1-320
8. 場所杭工	1-320
9. 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	1-320
10. 下層路盤	1-320
11. 上層路盤	1-324
12. アスファルト安定処理路盤	1-324
13. セメント安定処理路盤	1-324
14. アスファルト舗装	1-325
15. 転圧コンクリート	1-328
16. グースアスファルト舗装	1-329
17. 路床安定処理工	1-331

18. 表層安定処理工（表層混合処理）	1-332
19. 固結工	1-332
20. アンカー工	1-333
21. 補強土壁工	1-333
22. 吹付工	1-333
23. 現場吹付法砕工	1-336
24. 河川土工	1-338
25. 海岸土工	1-340
26. 砂防土工	1-340
27. 道路土工	1-341
28. 捨石工	1-342
29. コンクリートダム	1-342
30. 覆工コンクリート（NATM）	1-345
31. 吹付けコンクリート（NATM）	1-347
32. ロックボルト	1-349
33. 路上再生路盤工	1-350
34. 路上表層再生工	1-350
35. 排水性舗装工・透水性舗装工	1-351
36. プラント再生舗装工	1-352
37. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	1-353
38. ガス切断工	1-353
39. 溶接工	1-353
40. 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	1-356
41. 鉄筋挿入工	1-356

巻末資料

- 資料1 アルカリ骨材反応対策について
- 資料2 コンクリートの耐久性向上仕様書
- 資料3 レディーミクストコンクリート単位水量測定要領
- 資料4 テストハンマーによる強度推定調査について
- 資料5 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
- 資料6 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領
- 資料7 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）
- 資料8 TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
- 資料9 ロックボルトの引抜試験

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

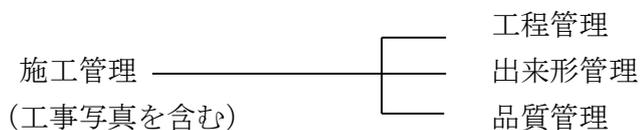
1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計

画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 考査項目別運用表（別紙4）ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。

また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1か所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 考査項目別運用表（別紙4）ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 情報化施工

10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付国官技第291号、国総公第133号）による。

ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）第2編 土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出

来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。

(3) 3次元データによる出来形管理

I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(4) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

出来形管理基準(索引)

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土木						
第3節 河川土工・海岸 土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			1-34
		2	掘削工	面管理の場合		1-34
		3	掘削工	水中部、面管理の場合		1-36
	1-2-3-3	1	盛土工			1-38
		2	盛土工	面管理の場合		1-38
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-40
				多数アンカー式補強土工法		1-40
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-40
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		1-40
	1-2-3-6		堤防天端工			1-42
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			1-44
		2	掘削工	面管理の場合		1-44
	1-2-4-3	1	路体盛土工			1-46
		2	路体盛土工	面管理の場合		1-46
	1-2-4-4	1	路床盛土工			1-46
		2	路床盛土工	面管理の場合		1-46
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		1-48
	第3章 無筋、鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			1-48

出来形管理基準(索引)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		1-50
				軽量鋼矢板		1-50
				コンクリート矢板		1-50
				広幅鋼矢板		1-50
				可とう鋼矢板		1-50
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ工		1-50
	3-2-3-6		小型標識工			1-50
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		1-52
				転落(横断)防止柵		1-52
				車止めポスト		1-52
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		1-52
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		1-52
	3-2-3-9		区画線工			1-54
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		1-54
				距離標		1-54
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			1-54
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		1-56
		2	プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		1-56
	3-2-3-13		ポストテンション桁製作工			1-56
	3-2-3-14	1	プレキャストセグメント製作工(購入工)			1-58
		2	プレキャストセグメント主桁組立工			1-58
	3-2-3-15		PCホロースラブ製作工			1-58
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			1-60
		2	PC押し箱桁製作工			1-60
	3-2-3-17		根固めブロック工			1-60
	3-2-3-18		沈床工			1-62
	3-2-3-19		捨石工			1-62
	3-2-3-22		階段工			1-62
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		1-62
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		1-64
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		1-64
3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		1-64	
	2	多自然型護岸工	かごマット		1-64	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		1-66	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		1-66	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		1-66	
			プレキャストパイプ工		1-66	
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		1-68	
			L型側溝工		1-68	
			自由勾配側溝		1-68	
			管渠		1-68	
	2	側溝工	場所打水路工		1-68	
	3	側溝工	暗渠工		1-68	
3-2-3-30		集水枳工			1-70	
3-2-3-31		現場塗装工			1-70	

出来形管理基準(索引)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		1-72	
				砕石基礎工		1-72	
				割ぐり石基礎工		1-72	
				均しコンクリート		1-72	
	3-2-4-3	1	基礎工(護岸)	現場打		1-72	
				2	基礎工(護岸)	プレキャスト	1-74
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-74	
				鋼管杭		1-74	
		2	既製杭工	H鋼杭		1-74	
				鋼管ソイルセメント杭		1-74	
	3-2-4-5		場所打杭工			1-74	
	3-2-4-6		深礎工			1-76	
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			1-76	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			1-76		
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			1-78		
第5節 石・ブロック積(張)工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-78	
				コンクリートブロック張り		1-78	
				2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り	1-78
	3-2-5-4		緑化ブロック工	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック	1-80
							1-80
3-2-5-5		石積(張)工			1-80		
第6節 一般舗装工	3-6-6-4		橋面防水工	シート系床防水層		1-82	
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-84	
				下層路盤工、面管理の場合		1-84	
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-86	
				上層路盤工(粒度調整路盤工)、面管理の場合		1-86	
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-88	
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)、面管理の場合		1-88	
				加熱アスファルト安定処理工		1-90	
				加熱アスファルト安定処理工、面管理の場合		1-90	
				基層工		1-92	
				基層工、面管理の場合		1-92	
				表層工		1-94	
				表層工、面管理の場合		1-94	
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-96	
				下層路盤工、面管理の場合		1-96	
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-98	
				上層路盤工(粒度調整路盤工)、面管理の場合		1-98	
上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)					1-100		

出来形管理基準(索引)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	6	半たわみ性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)、面管理の場合		1-100	
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-102	
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工、面管理の場合		1-102	
		9	半たわみ性舗装工	基層工		1-104	
		10	半たわみ性舗装工	基層工、面管理の場合		1-104	
		11	半たわみ性舗装工	表層工		1-106	
		12	半たわみ性舗装工	表層工、面管理の場合		1-106	
		3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-108
			2	排水性舗装工	下層路盤工、面管理の場合		1-108
			3	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-110
			4	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)、面管理の場合		1-110
			5	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-112
	6		排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)、面管理の場合		1-112	
	7		排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-114	
	8		排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工、面管理の場合		1-114	
	9		排水性舗装工	基層工		1-116	
	10		排水性舗装工	基層工、面管理の場合		1-116	
	11		排水性舗装工	表層工		1-118	
	12		排水性舗装工	表層工、面管理の場合		1-118	
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-120	
		2	透水性舗装工	路盤工、面管理の場合		1-120	
		3	透水性舗装工	表層工		1-122	
		4	透水性舗装工	表層工、面管理の場合		1-122	
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-124	
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工、面管理の場合		1-124	
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		1-126	
		4	グースアスファルト舗装工	基層工、面管理の場合		1-126	
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		1-128	
		6	グースアスファルト舗装工	表層工、面管理の場合		1-128	
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-130	
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工、面管理の場合		1-130	
		3	コンクリート舗装工	上層路盤(粒度調整路盤工)		1-132	
		4	コンクリート舗装工	上層路盤(粒度調整路盤工)、面管理の場合		1-132	
		5	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		1-134	

出来形管理基準(索引)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	3-2-6-12	6	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工、面管理の場合		1-134	
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1-136	
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層、面管理の場合		1-136	
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-138	
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工、面管理の場合		1-140	
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)		1-142	
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)、面管理の場合		1-142	
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		1-144	
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)、面管理の場合		1-144	
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		1-146	
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)、面管理の場合		1-146	
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		1-148	
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)、面管理の場合		1-148	
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-150	
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工、面管理の場合		1-152	
		3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-154
			2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-154
			3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-156
			4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-156
			5	薄層カラー舗装工	基層工		1-156
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-158	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-158	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-160	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-160	
		5	ブロック舗装工	基層工		1-160	
	3-2-6-15	1	路面切削工			1-162	
		2	路面切削工	面管理の場合		1-162	
	3-2-6-16		舗装打換え工			1-162	
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			1-164	
		2	オーバーレイ工	面管理の場合		1-164	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			1-166
		3-2-7-3		置換工			1-166
		3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		1-168
2			表層安定処理工	ICT施工の場合		1-168	
3-2-7-5			パイルネット工			1-168	

出来形管理基準(索引)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地盤改良工	3-2-7-6		サンドマット工			1-168
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		1-170
				ペーパードレーン工		1-170
				袋詰式サンドドレーン工		1-170
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		1-170
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工		1-172
				高圧噴射攪拌工		1-172
				スラリー攪拌工		1-172
				生石灰パイル工		1-172
				スラリー攪拌工、施工履歴データ管理		1-172
				固結工	中層混合処理	1-172
	第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭 鋼矢板	
2			土留・仮締切工	アンカー工		1-174
3			土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-174
4			土留・仮締切工	締切盛土		1-174
5			土留・仮締切工	中詰盛土		1-176
3-2-10-9			地中連続壁工(壁式)			1-176
3-2-10-10			地中連続壁工(柱列式)			1-176
3-2-10-22			法面吹付工		3-2-14-3 吹付工	1-202
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	1-46
第12節 工場製作工(共通)	3-2-12-1	1	鋳造費	金属支承工		1-178
		2	鋳造費	大型ゴム支承工		1-180
		3	仮設材製作工			1-180
		4	刃口金物製作工			1-180
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立検査を実施する場合		1-182
				シミュレーション仮組立検査を実施する場合		1-182
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		1-186
	3	桁製作工	鋼製えん堤製作工(仮組立時)		1-188	
	3-2-12-4		検査路製作工			1-190
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-190
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			1-192
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-192
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			1-192
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			1-194
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			1-194
3-2-12-11		工場塗装工			1-196	

出来形管理基準(索引)

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工(鋼橋)	クレーン架設		1-198		
				ケーブルクレーン架設		1-198		
				ケーブルエレクション架設		1-198		
				架設桁架設		1-198		
				送出し架設		1-198		
				トラベラークレーン架設		1-198		
			架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		1-200		
				架設桁架設		1-200		
			架設工支保工	固定		1-200		
				移動		1-200		
			架設桁架設	片持架設		1-200		
				押し仮設		1-200		
第14節 法面工(共通)	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		1-200		
				張芝工		1-200		
				筋芝工		1-200		
				市松芝工		1-200		
				植生シート工		1-200		
				植生マット工		1-200		
				植生筋工		1-200		
				人工張芝工		1-200		
	3-2-14-2	2	植生工	植生基材吹付工		1-200		
				客土吹付工		1-200		
				吹付工(仮設を含む)		1-202		
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		1-202		
				モルタル		1-202		
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		1-204		
				現場吹付法枠工		1-204		
3-2-14-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工		1-204			
			アンカー工		1-204			
第15節 擁壁工(共通)	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-206		
				プレキャスト擁壁工		1-206		
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工		1-208		
				多数アンカー式補強土工		1-208		
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-208		
3-2-15-4		井桁ブロック工		1-208				
第16節 浚渫工(共通)	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-210		
				2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船・バックホウ浚渫船		1-210
				3		浚渫船運転工	バックホウ浚渫船、面管理の場合	
第18節 床版工	3-2-18-2		床版工		1-212			

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	4-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46	
第4節 地盤改良工	4-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	1-168	
	4-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	1-168	
	4-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	1-170	
	4-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	1-170	
	4-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	1-172	
第5節 護岸基礎工	4-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72	
	4-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50	
第6節 矢板護岸工	4-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72	
	4-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50	
第7節 法覆護岸工	4-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78	
	4-1-7-4		護岸付属物工			1-214	
	4-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	1-80	
	4-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78	
	4-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	1-80	
	4-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204	
	4-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	1-64
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	1-64
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	1-64
	4-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202	
	4-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	1-200	
	4-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-40	
	4-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	1-66
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	1-66	
かご枠					3-2-3-27羽口工	1-66	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	1-78	
第8節 擁壁護岸工	4-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206	
	4-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-206	
第9節 根固め工	4-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	1-60	
	4-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-62	
	4-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62	
	4-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	1-66
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	1-66
第10節 水制工	4-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-62	
	4-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62	
	4-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	1-66
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	1-66
	4-1-10-8		杭出し水制工			1-214	
第11節 付帯道路工	4-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52	
	4-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	1-84	
	4-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	1-130	
	4-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154	
	4-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	1-158	
	4-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68	
	4-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	1-70	
	4-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	1-50	
	4-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	1-54	

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 付帯道路施設工	4-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-54
	4-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	1-50
第13節 光ケーブル配管工	4-1-13-3		配管工			1-214
	4-1-13-4		ハンドホール工			1-216
第2章 浚渫(川)						
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-3-2		浚渫船運転工(民船・官船)		3-2-16-3浚渫船運転工	1-210
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	4-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-210
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	4-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-210
		2	浚渫船運転工(面管理の場合)		3-2-16-3浚渫船運転工	1-210
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	4-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第4節 地盤改良工	4-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	1-172
第5節 樋門・樋管本体工	4-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	4-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-3-5-6	1	函渠工	本體工		1-216
				ヒューム管		1-216
				PC管		1-216
				コルゲートパイプ		1-216
	2	函渠工	ダクタイル鋳鉄管		1-216	
PC函渠			3-2-3-28プレキャストカルバート工	1-66		
4-3-5-7		翼壁工			1-218	
4-3-5-8		水叩工			1-218	
第6節 護床工	4-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	1-60
	4-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-62
	4-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62
	4-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	1-66	
第7節 水路工	4-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68
	4-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	1-70
	4-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	1-68
	4-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	1-66
第8節 付属物設置工	4-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	4-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	1-62
第4章 水門						
第3節 工場製作工	4-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	1-182
	4-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-190
	4-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	1-192
	4-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	1-194
	4-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-192
	4-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	1-180
	4-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-196
第5節 軽量盛土工	4-4-5-2		軽量盛土工		3-2-8-2軽量盛土工	1-46

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 水門本体工	4-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	4-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-4-6-7		床版工			1-218
	4-4-6-8		堰柱工			1-218
	4-4-6-9		門柱工			1-218
	4-4-6-10		ゲート操作台工			1-218
	4-4-6-11		胸壁工			1-218
	4-4-6-12		翼壁工		4-3-5-7翼壁工	1-218
	4-4-6-13		水叩工		4-3-5-8水叩工	1-218
第7節 護床工	4-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	1-60
	4-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-62
	4-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62
	4-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	1-66	
第8節 付属物設置工	4-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	4-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	1-62
第9節 鋼管理橋上部工	4-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-4-9-10		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
第10節 橋梁現場塗装工	4-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
第11節 床版工	4-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	1-212
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
	4-4-12-4		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294
	4-4-12-5		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	1-294
	4-4-12-6		橋梁用高欄工		8-4-8-7橋梁用高欄工	1-294
	4-4-12-7		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-56
	4-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-56
	4-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-58
	4-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-58
	4-4-14-6		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	4-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
	4-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
	4-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	1-212
	4-4-14-10		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第15節 コンクリート管理 橋上部工(PCホ ロースラブ橋)	4-4-15-2		支承工		8-4-5-10支承工	1-292	
	4-4-15-4		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294	
	4-4-15-5		PCホロースラブ製作 工		3-2-3-15PCホロースラブ製 作工	1-58	
第16節 橋梁付属物工(コ ンクリート管理橋)	4-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62	
	4-4-16-4		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294	
	4-4-16-5		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵工	1-294	
	4-4-16-6		橋梁用高欄工		8-4-8-7橋梁用高欄工	1-294	
	4-4-16-7		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294	
第18節 舗装工	4-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	1-84	
	4-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	1-96	
	4-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	1-108	
	4-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	1-120	
	4-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファルト 舗装工	1-124	
	4-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	1-130	
	4-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154	
	4-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	1-158	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	4-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	1-180	
	4-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	1-182	
	4-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	1-190	
	4-5-3-6		鋼製伸縮継手製作 工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作 工	1-190	
	4-5-3-7		落橋防止装置製作 工		3-2-12-6落橋防止装置製作 工	1-192	
	4-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作 工	1-178	
	4-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-2-12-9プレビーム用桁製 作工	1-194	
	4-5-3-10		橋梁用防護柵製作 工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作 工	1-192	
	4-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8アンカーフレーム製 作工	1-192	
	4-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-11仮設材製作工	1-180	
	4-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-196	
	第5節 軽量盛土工	4-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
	第6節 可動堰本体工	4-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
		4-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
4-5-6-5			オープンケーソン基 礎工		3-2-4-7オープンケーソン基 礎工	1-76	
4-5-6-6			ニューマチックケー ソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケー ソン基礎工	1-76	
4-5-6-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50	
4-5-6-8			床版工		3-2-18-2床版工	1-212	
4-5-6-9			堰柱工		4-4-6-8堰柱工	1-218	
4-5-6-10			門柱工		4-4-6-9門柱工	1-218	
4-5-6-11			ゲート操作台工		4-4-6-10ゲート操作台工	1-218	
4-5-6-12			水叩工		4-3-5-8水叩工	1-218	
4-5-6-13			閘門工			1-218	
4-5-6-14			土砂吐工			1-218	
4-5-6-15			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206	

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 固定堰本体工	4-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	4-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-76
	4-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-76
	4-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-5-7-8		堰本体工			1-218
	4-5-7-9		水叩工			1-218
	4-5-7-10		土砂吐工			1-218
	4-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
第8節 魚道工	4-5-8-3		魚道本体工			1-220
第9節 管理橋下部工	4-5-9-2		管理橋橋台工			1-220
第10節 鋼管理橋上部工	4-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	4-5-10-10		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
第11節 橋梁現場塗装工	4-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
第12節 床版工	4-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	1-212
第13節 橋梁附属物工(鋼管理橋)	4-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
	4-5-13-4		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294
	4-5-13-5		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵工	1-294
	4-5-13-6		橋梁用高欄工		8-4-8-6橋梁用高欄工	1-294
	4-5-13-7		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-56
	4-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-56
	4-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-14プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-58
	4-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-58
	4-5-15-6		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	4-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
	4-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
	4-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	1-212
	4-5-15-10		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
	第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	4-5-16-3		支承工		8-4-5-10支承工
4-5-16-4			落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
4-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-58
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	4-5-17-3		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	4-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	1-60
	4-5-17-5		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
	4-5-18-4		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294
	4-5-18-5		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵工	1-294
	4-5-18-6		橋梁用高欄工		8-4-8-7橋梁用高欄工	1-294
	4-5-18-7		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294
第20節 付属物設置工	4-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	4-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	1-62
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	4-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第4節 機場本体工	4-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	4-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-6-4-6		本体工			1-222
	4-6-4-7		燃料貯油槽工			1-222
第5節 沈砂池工	4-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	4-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	4-6-5-7		コンクリート床版工			1-222
	4-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック	1-60
第6節 吐出水槽工	4-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68
	4-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	4-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-6-6-6		本体工		4-6-4-6本体工	1-222
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	4-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第4節 床止め工	4-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	4-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
	4-7-4-6		本体工	床固め本体工		1-224
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	1-80
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	1-60
	4-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	4-7-4-8		水叩工	水叩工		1-224
			巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	1-64	
			根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック	1-60	
第5節 床固め工	4-7-5-4		本堤工		4-7-4-6本体工	1-224
	4-7-5-5		垂直壁工		4-7-4-6本体工	1-224
	4-7-5-6		側壁工			1-224
	4-7-5-7		水叩工		4-7-4-8水叩工	1-224
第6節 山留擁壁工	4-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	4-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	4-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
	4-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72

出来形管理基準(索引)

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	4-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	1-42
	4-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	1-130
	4-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	1-84
第8節 付属物復旧工	4-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
第9節 付属物設置工	4-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	4-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	1-54
第10節 光ケーブル配管工	4-8-10-3		配管工		4-1-13-3配管工	1-214
	4-8-10-4		ハンドホール工		4-1-13-4ハンドホール工	1-216
第12節 植栽維持工	4-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	1-200
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	4-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第4節 腹付工	4-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-40
	4-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
第5節 側帯工	4-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	1-66
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	1-78
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	1-80
	4-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
第6節 堤脚保護工	4-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
	4-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
第7節 管理用通路工	4-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	4-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	1-162
	4-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	1-162
	4-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	1-164
	4-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	1-68
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	1-70
4-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	1-50	
第8節 現場塗装工	4-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
	4-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	1-54

出来形管理基準(索引)

【第5編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 堤防・護岸							
第3節	軽量盛土工	5-1-3-2		軽量盛土工	1-2-4-3路体盛土工	1-46	
第4節	地盤改良工	5-1-4-2		表層安定処理工	3-2-7-4表層安定処理工	1-168	
		5-1-4-3		パイルネット工	3-2-7-5パイルネット工	1-168	
		5-1-4-4		パーチカルドレーン工	3-2-7-7パーチカルドレーン工	1-170	
		5-1-4-5		締固め改良工	3-2-7-8締固め改良工	1-170	
		5-1-4-6		固結工	3-2-7-9固結工	1-172	
第5節	護岸基礎工	5-1-5-4		捨石工	3-2-3-19捨石工	1-62	
		5-1-5-5		場所打コンクリート工		1-226	
		5-1-5-6		海岸コンクリートブロック工		1-226	
		5-1-5-7		笠コンクリート工	3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72	
		5-1-5-8		基礎工	3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72	
		5-1-5-9		矢板工	3-2-3-4矢板工	1-50	
第6節	護岸工	7-1-6-3		石積(張)工	3-2-5-5石積(張)工	1-80	
		5-1-6-4		海岸コンクリートブロック工		1-226	
		5-1-6-5		コンクリート被覆工		1-228	
第7節	擁壁工	5-1-7-3		場所打擁壁工	3-2-15-1場所打擁壁工	1-206	
第8節	天端被覆工	5-1-8-2		コンクリート被覆工		1-228	
第9節	波返工	5-1-9-3		波返工		1-228	
第10節	裏法被覆工	5-1-10-2		石積(張)工	3-2-5-5石積(張)工	1-80	
		5-1-10-3		コンクリートブロック工	3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78	
		5-1-10-4		コンクリート被覆工	5-1-6-5コンクリート被覆工	1-228	
		5-1-10-5		法枠工	3-2-14-4法枠工	1-204	
第11節	カルバート工	5-1-11-3		プレキャストカルバート工	3-2-3-28プレキャストカルバート工	1-66	
第12節	排水構造物工	5-1-12-3		側溝工	3-2-3-29側溝工	1-68	
		5-1-12-4		集水榦工	3-2-3-30集水榦工	1-70	
		5-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	1-68
					プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	1-68
					コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	1-68
					タグタイル鑄鉄管	3-2-3-29暗渠工	1-68
5-1-12-6		場所打水路工	3-2-3-29現場打水路工	1-68			
第13節	付属物設置工	5-1-13-3		防止柵工	3-2-3-7防止柵工	1-52	
		5-1-13-6		階段工	3-2-3-22階段工	1-62	
第14節	付帯道路工	5-1-14-3		路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	1-52	
		5-1-14-5		アスファルト舗装工	3-2-6-7アスファルト舗装工	1-84	
		5-1-14-6		コンクリート舗装工	3-2-6-12コンクリート舗装工	1-130	
		5-1-14-7		薄層カラー舗装工	3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154	
		5-1-14-8		側溝工	3-2-3-29側溝工	1-68	
		5-1-14-9		集水榦工	3-2-3-30集水榦工	1-70	
		5-1-14-10		縁石工	3-2-3-5縁石工	1-50	
		5-1-14-11		区画線工	3-2-3-9区画線工	1-54	
第15節	付帯道路施設工	5-1-15-3		道路付属物工	3-2-3-10道路付属物工	1-54	
		5-1-15-4		小型標識工	3-2-3-6小型標識工	1-50	

出来形管理基準(索引)

【第5編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人口岬							
第3節 軽量盛土工	5-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46	
第4節 突堤基礎工	5-2-4-4		捨石工			1-230	
	5-2-4-5		吸出し防止工			1-230	
第5節 突堤本体工	5-2-5-2		捨石工			1-230	
	5-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			1-232	
	5-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74	
	5-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74	
	5-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50	
	5-2-5-9		石枠工			1-232	
	5-2-5-10			場所打コンクリート工			1-232
		5-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		1-234
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		1-234	
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		1-234	
	5-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		1-236	
2		セルラー工	セルラー工据付		1-236		
	3	セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		1-236		
第6節 根固め工	5-2-6-2		捨石工			1-236	
	5-2-6-3		根固めブロック工			1-238	
第7節 消波工	5-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62	
	5-2-7-3		消波ブロック工			1-238	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	5-3-3-3		捨石工			1-238	
	5-3-3-4		吸出し防止工		5-2-4-5吸出し防止工	1-230	
第4節 海域堤本体工	5-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62	
	5-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		5-2-5-5海岸コンクリートブロック工	1-232	
	5-3-4-4		ケーソン工		5-2-5-11ケーソン工	1-234	
	5-3-4-5		セルラー工		5-2-5-12セルラー工	1-236	
	5-3-4-6		場所打コンクリート工		5-2-5-10場所打ちコンクリート工	1-232	
第4章 浚渫(海)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	5-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-210	
第3節 浚渫工(グラブ船)	5-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	1-210	
第5章 養浜							
第2節 軽量盛土工	5-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46	
第3節 砂止工	5-5-4-2		根固めブロック工		5-2-6-3根固めブロック工	1-238	

出来形管理基準(索引)

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	6-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	1-188
	6-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			1-240
	6-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-196
第5節 軽量盛土工	6-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第6節 法面工	6-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
	6-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202
	6-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204
	6-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	1-204
	6-1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-28羽口工	1-66 1-66
第8節 コンクリートえん堤工	6-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			1-240
	6-1-8-5		コンクリート副堰堤工		6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-240
	6-1-8-6		コンクリート側壁工			1-240
	6-1-8-8		水叩工			1-242
第9節 鋼製えん堤工	6-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		1-242
		2	鋼製堰堤本体工	透過型		1-244
	6-1-9-6		鋼製側壁工			1-246
	6-1-9-7		コンクリート側壁工		6-1-8-6コンクリート側壁工	1-240
	6-1-9-9		水叩工		6-1-8-8水叩工	1-242
	6-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
第10節 護床工・根固め工	6-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック	1-60
	6-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	1-62
	6-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
		ふとんかご		3-2-3-28羽口工	1-66	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	6-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
第12節 付帯道路工	6-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	6-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	1-84
	6-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	1-130
	6-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154
	6-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68
	6-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	1-70
	6-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	1-50
	6-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	1-54
第13節 付帯道路施設工	6-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-54
	6-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	1-50
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	6-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第4節 流路護岸工	6-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72
	6-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	6-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	6-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
	6-2-4-8		護岸付属物工		4-1-7-4護岸付属物工	1-214
	6-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	1-200

出来形管理基準(索引)

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	6-2-5-4		床固め本体工		6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-240
	6-2-5-5		垂直壁工		6-1-8-4コンクリート堰堤本体工	1-240
	6-2-5-6		側壁工		6-1-8-6コンクリート側壁工	1-240
	6-2-5-7		水叩工		6-1-8-8水叩工	1-242
	6-2-5-8		魚道工			1-246
第6節 根固め・水制工	6-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	1-60
	6-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	1-62
	6-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	1-66
かごマット				3-2-3-26多自然護岸工	1-64	
第7節 流路付属物設置工	6-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	1-62
	6-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	6-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第4節 法面工	6-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
	6-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202
	6-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204
	6-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	1-66
	6-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	1-204
6-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	1-204	
第5節 擁壁工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	6-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	6-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-206
	6-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	1-208
	6-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	1-208
	6-3-5-8		落石防護工		8-1-11-5落石防護柵工	1-264
第6節 山腹水路工	6-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68
	6-3-6-4		山腹明暗渠工			1-246
	6-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	1-68
	6-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68
	6-3-6-7		集水樹工		3-2-3-30集水樹工	1-70
第7節 地下水排除工	6-3-7-4		集排水ボーリング工			1-248
	6-3-7-5		集水井工			1-248
第8節 地下水遮断工	6-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	6-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	1-172
	6-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
第9節 抑止杭工	6-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	6-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	6-3-9-5		シャフト工(深礎工)		3-2-4-6深礎工	1-76
	6-3-9-6		合成杭工		3-2-4-4既製杭工	1-248
第4章 急傾斜地崩壊対策						
第5節 コンクリート工	6-4-5-5		コンクリート張工			1-250

出来形管理基準(索引)

【第7編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	7-1-4		コンクリートダム工	本体		1-252
			コンクリートダム工	水叩		1-252
			コンクリートダム工	副ダム		1-254
			コンクリートダム工	導流壁		1-256
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	7-2-4-5		コアの盛立			1-258
			フィルターの盛立			1-258
			ロックの盛立			1-258
		7-2	フィルダム(洪水吐)			1-260
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	7-3-3		ボーリング工			1-260

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	8-1-3-2		2遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-262
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	1-196
第4節 地盤改良工	8-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	1-166
	8-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	1-166
	8-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	1-168
	8-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	1-170
	8-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	1-170
	8-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	1-172
第5節 法面工	8-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
	8-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202
	8-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204
	8-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	1-204
	8-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
	8-1-5-7		かご工	ふとんかご	3-2-3-27羽口工	1-66
第6節 軽量盛土工	8-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第7節 擁壁工	8-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	8-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	8-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	8-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-206
	8-1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	3-2-15-3補強土壁工	1-208
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	1-208
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3補強土壁工	1-208	
8-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	1-208	
第8節 石・ブロック積(張)工	8-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	8-1-8-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
第9節 カルバート工	8-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	8-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	8-1-9-6		場所打函渠工			1-262
	8-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	1-66
第10節 排水構造物工(小型水路工)	8-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	1-70
	8-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	1-68
	8-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68
	8-1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	1-68
第11節 落石雪害防止工	8-1-11-4		落石防止網工			1-262
	8-1-11-5		落石防護柵工			1-264
	8-1-11-6		防雪柵工			1-266
	8-1-11-7		雪崩予防柵工			1-266
第12節 遮音壁工	8-1-12-4		遮音壁基礎工			1-266
	8-1-12-5		遮音壁本体工			1-268

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	8-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	1-166
	8-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	1-166
第4節 舗装工	8-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	1-84
	8-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	1-96
	8-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	1-108
	8-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	1-120
	8-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	1-124
	8-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	1-130
	8-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154
	8-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	1-158
	8-2-4		歩道路盤工			1-270
	8-2-4		取合舗装路盤工			1-270
	8-2-4		路肩舗装路盤工			1-270
	8-2-4		歩道舗装工			1-270
	8-2-4		取合舗装工			1-270
	8-2-4		路肩舗装工			1-270
8-2-4		表層工			1-270	
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	8-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-2-5-5		集水柵(街渠柵)・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	1-70
	8-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	1-68
	8-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68
	8-2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			1-272
第6節 縁石工	8-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	1-50
第7節 踏掛版工	8-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		1-272
				ラバーシュー		1-272
				アンカーボルト		1-272
第8節 防護柵工	8-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	8-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	8-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	8-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	1-52
第9節 標識工	8-2-9-3		小型標識工		3-2-3-24小型標識工	1-62
	8-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-274
		2		標識柱工		1-274
第10節 区画線工			区画線工		3-2-3-9区画線工	1-54
第12節 道路付属施設工	8-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-54
	8-2-12-5	1	ケーブル配管工			1-276
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		1-276
	8-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		1-276
第13節 橋梁付属物工	8-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	8-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	1-180
	8-3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-278
	8-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-192
	8-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-196

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 軽量盛土工	8-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第6節 橋台工	8-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	8-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	8-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	1-76
	8-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-76
	8-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-76
	8-3-6-8		橋台躯体工			1-280
第7節 RC橋脚工	8-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	8-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	8-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	1-76
	8-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-76
	8-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-76
	8-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	1-78
	8-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		1-284
				重力式		1-284
	8-3-7-9	2	橋脚躯体工	半重力式		1-284
ラーメン式					1-288	
第8節 鋼製橋脚工	8-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	8-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	8-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	1-76
	8-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-76
	8-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-76
	8-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	1-78
	8-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		1-290
				門型		1-290
	8-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		1-290
				門型		1-292
	8-3-8-11		現場継手工			1-292
	8-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
第9節 護岸基礎工	8-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72
	8-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
第10節 矢板護岸工	8-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	1-72
	8-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	1-50
第11節 法覆護岸工	8-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	8-3-11-3		護岸付属物工		4-1-7-4護岸付属物工	1-214
	8-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	1-80
	8-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	8-3-11-6		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
	8-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204
	8-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	1-64
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	1-64
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	1-64
	8-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202
	8-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
8-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	1-40	

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 法覆護岸工	8-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	1-66
				かご枠	3-2-3-27羽口工	1-66
				連節ブロック張り	3-2-5-3-2連節ブロック張り	1-78
第12節 擁壁護岸工	8-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	8-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-206
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	8-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	1-182
	8-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	1-190
	8-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-190
	8-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	1-192
	8-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	1-194
	8-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-192
	8-4-3-9		橋梁用高欄製作工			1-294
	8-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	1-182
	8-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-192
	8-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-196
第5節 鋼橋架設工	8-4-5-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-5-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-5-8		架設工(送出し架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		1-292
	2	支承工	ゴム支承		1-292	
第6節 橋梁現場塗装工	8-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
第7節 床版工	8-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	1-212
第8節 橋梁付属物工	8-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
	8-4-8-3		落橋防止装置工			1-294
	8-4-8-5		地覆工			1-294
	8-4-8-6		橋梁用防護柵工			1-294
	8-4-8-7		橋梁用高欄工			1-294
	8-4-8-8		検査路工			1-294
第9節 歩道橋本体工	8-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	1-74
	8-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	1-74
	8-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	8-3-8-9フーチング工	1-290
				T型	8-3-8-9フーチング工	1-290
	8-4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	8-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-194
	8-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-192
	8-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-190
	8-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	1-190
	8-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-196
第5節 PC橋工	8-5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-56
				スラブ橋	3-2-3-13プレテンション桁製作工(購入工)	1-56
	8-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-56
	8-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-56
	8-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-58
	8-5-5-6		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-5-5-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
	8-5-5-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
	8-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	1-212
	8-5-5-10		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
第6節 プレビーム桁橋工	8-5-6-2		プレビーム桁製作工(現場)			1-296
	8-5-6-3		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-5-6-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-5-6-5		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(鋼橋)	1-198
	8-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	1-212
	8-5-6-9		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
第7節 PCホロースラブ橋工	8-5-7-3		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-58
	8-5-7-5		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
第8節 RCホロースラブ橋工	8-5-8-3		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-58
	8-5-8-5		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
第9節 PC版桁橋工	8-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-58
第10節 PC箱桁橋工	8-5-10-3		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	1-60
	8-5-10-5		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
第11節 PC片持箱桁橋工	8-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	1-60
	8-5-11-3		支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-5-11-4		架設工(片持架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-200
第12節 PC押し出し箱桁橋工	8-5-12-2		PC押し出し箱桁製作工		3-2-3-16押し出し箱桁製作工	1-60
	8-5-12-3		架設工(押し出し架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	1-198

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁付属物工	8-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62	
	8-5-13-4		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294	
	8-5-13-5		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵工	1-294	
	8-5-13-6		橋梁用高欄工		8-4-8-7橋梁用高欄工	1-294	
	8-5-13-7		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294	
第6章 トンネル(NATM)							
第4節 支保工	8-6-4-3		吹付工			1-298	
	8-6-4-4		ロックボルト工			1-298	
第5節 覆工	8-6-5-3		覆工コンクリート工			1-300	
	8-6-5-4		側壁コンクリート工		8-6-5-3覆工コンクリート工	1-300	
	8-6-5-5		床版コンクリート工			1-302	
第6節 インバート工	8-6-6-4		インバート本体工			1-302	
第7節 坑内付帯工	8-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	1-68	
第8節 坑門工	8-6-8-4		坑門本体工			1-302	
	8-6-8-5		明り巻工			1-304	
第11章 共同溝							
第3節 工場製作工	8-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	1-178	
第6節 現場打構築工	8-11-6-2		現場打躯体工			1-306	
	8-11-6-4		カラー継手工			1-306	
	8-11-6-5	1	防水工	防水		1-306	
		2	防水工	防水保護工		1-306	
3	防水工	防水壁		1-308			
第7節 プレキャスト構築工	8-11-7-2		プレキャスト躯体工			1-308	
第12章 電線共同溝							
第5節 電線共同溝工	8-12-5-2		管路工(管路部)			1-308	
	8-12-5-3		プレキャストボックス工(特殊部)			1-310	
	8-12-5-4		現場打ちボックス工(特殊部)		8-11-6-2現場打躯体工	1-306	
第6節 付帯設備工	8-12-6-2		ハンドホール工			1-310	
第13章 情報ボックス工							
第3節 情報ボックス工	8-13-3-4		管路工(管路部)		8-12-5-2管路工(管路部)	1-308	
第4節 付帯設備工	8-13-4-2		ハンドホール工		8-12-6-2ハンドホール工	1-310	
第14章 道路維持							
第4節 舗装工	8-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	1-162	
	8-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	1-162	
	8-14-4-5	1	切削オーバーレイ工		面管理の場合		1-312
		2					
	8-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	1-164	
	8-14-4-7		路上再生工			1-312	
	8-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154	
	第5節 排水構造物工	8-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68
8-14-5-4			管渠工		3-2-3-29側溝工	1-68	
8-14-5-5			集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	1-70	
8-14-5-6			地下排水工		3-2-3-29暗渠工	1-68	
8-14-5-7			場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68	
8-14-5-8			排水工		3-2-3-29側溝工	1-68	

出来形管理基準(索引)

【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 防護柵工	8-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	8-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	8-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	8-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	1-52
第7節 標識工	8-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	1-50
	8-14-7-4		大型標識工		8-2-9-4大型標識工	1-274
第8節 道路付属施設工	8-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-54
	8-14-8-5		ケーブル配管工		8-2-12-5ケーブル配管工	1-276
	8-14-8-6		照明工		8-2-12-6照明工	1-276
第9節 軽量盛土工	8-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第10節 擁壁工	8-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	8-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-206
第11節 石・ブロック積(張)工	8-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	8-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
第12節 カルバート工	8-14-12-4		場所打函渠工		8-1-9-6場所打函渠工	1-262
	8-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	1-66
第13節 法面工	8-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
	8-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202
	8-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204
	8-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	1-204
	8-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	1-66
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	1-66	
第15節 橋梁付属物工	8-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
	8-14-15-4		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294
	8-14-15-5		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵	1-294
	8-14-15-6		橋梁用高欄工		8-4-8-7橋梁用高欄工	1-294
	8-14-15-7		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294
第17節 現場塗装工	8-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	1-54
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	8-16-3-4		桁補強材製作工			1-314
	8-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	1-192
第5節 舗装工	8-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	1-162
	8-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	1-162
	8-16-5-5		切削オーバーレイ工		8-14-4-5切削オーバーレイ工	1-312
	8-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	1-164
	8-16-5-7		路上再生工		8-14-4-7路上再生工	1-312
	8-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	1-154
第6節 排水構造物工	8-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	1-68
	8-16-6-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	1-70
	8-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	1-68
	8-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	1-68
	8-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	1-68
第7節 縁石工	8-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	1-50

出来形管理基準(索引)

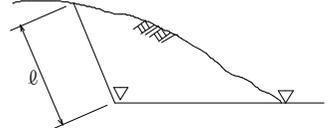
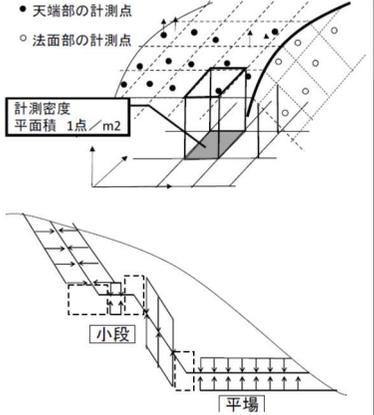
【第8編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	8-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	8-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	1-52
	8-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	1-52
	8-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	1-52
第9節 標識工	8-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	1-50
	8-16-9-4		大型標識工		8-2-9-4大型標識工	1-274
第10節 区画線工	8-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	1-54
第12節 道路付属施設工	8-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	1-54
	8-16-12-5		ケーブル配管工		8-2-12-5ケーブル配管工	1-276
	8-16-12-6		照明工		8-2-12-6照明工	1-276
第13節 軽量盛土工	8-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	1-46
第14節 擁壁工	8-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	1-206
	8-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-206
第15節 石・ブロック積(張)工	8-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	1-78
	8-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	1-80
第16節 カルバート工	8-16-16-4		場所打函渠工		8-1-9-6場所打函渠工	1-262
	8-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	1-66
第17節 法面工	8-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	1-200
	8-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	1-202
	8-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	1-204
	8-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	1-204
	8-16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	3-2-3-27羽口工 3-2-3-27羽口工	1-66 1-66
第18節 落石雪害防止工	8-18-18-4		落石防止網工		8-1-11-4落石防止網工	1-262
	8-18-18-5		落石防護柵工		8-1-11-5落石防護柵工	1-264
	8-18-18-6		防雪柵工		8-1-11-6防雪柵工	1-266
	8-18-18-7		雪崩予防柵工		8-1-11-7雪崩予防柵工	1-266
第20節 鋼桁工	8-16-20-3		鋼桁補強工		8-16-3-4桁補強材製作工	1-314
第21節 橋梁支承工	8-16-21-3		鋼橋支承工		8-4-5-10支承工	1-292
	8-16-21-4		PC橋支承工		8-4-5-10支承工	1-292
第22節 橋梁付属物工	8-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	1-62
	8-16-22-4		落橋防止装置工		8-4-8-3落橋防止装置工	1-294
	8-16-22-6		地覆工		8-4-8-5地覆工	1-294
	8-16-22-7		橋梁用防護柵工		8-4-8-6橋梁用防護柵工	1-294
	8-16-22-8		橋梁用高欄工		8-4-8-7橋梁用高欄工	1-294
	8-16-22-9		検査路工		8-4-8-8検査路工	1-294
第25節 現場塗装工	8-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	1-70
	8-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	1-54

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽		±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平又は標 高較差	±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平又は標 高較差	±70	±330

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

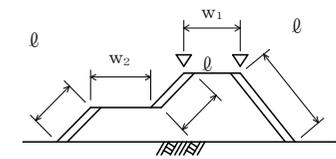
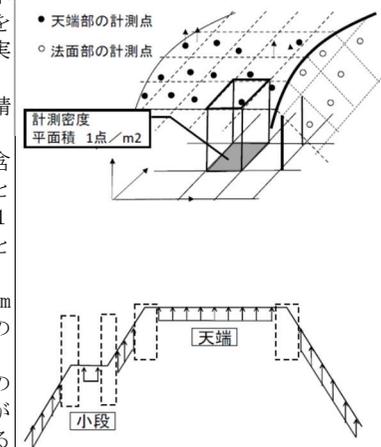
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均值	個々の 計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面 (小段含む)	水平又は標 高較差	±70	±300

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		

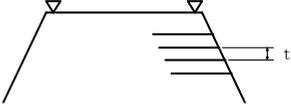
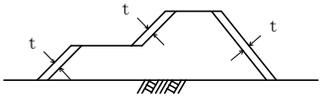
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50		
						法 長 l	$l < 5\text{ m}$	-100	
							$l \geq 5\text{ m}$	法長-2%	
						幅 w_1, w_2	-100		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均值	個々の 計測値	
						天端	標高較差	-50	-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170
						法面 4割 \geq 勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170
						※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1 に対す る、水平方 向の長さX をX割と表 したもの			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。基準高は各法肩で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として$\pm 50\text{mm}$が含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に$\pm 5\text{ cm}$以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

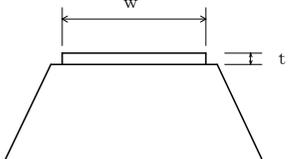
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50
						厚 さ t	-50
						控 え 長 さ	設計値以上
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

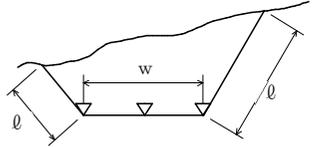
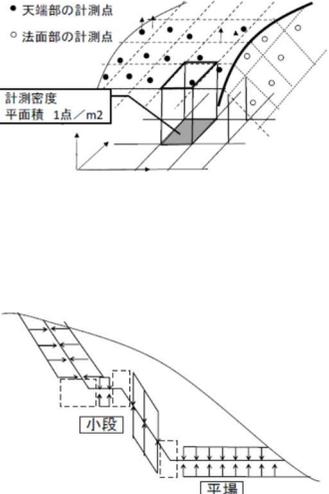
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
1 共 通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25
						t ≥ 15cm	-50	
						幅 w	-100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。 厚さは、施工延長40mにつき1か所、40m以下は2か所、中央で測定。		

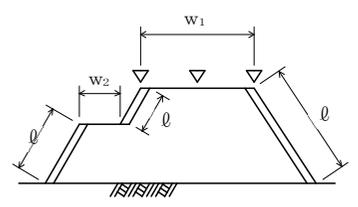
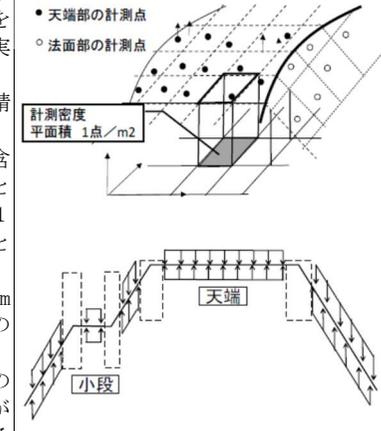
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m	-200	
							ℓ ≥ 5 m	法長-4%	
						幅 w	-100		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値	
						平場	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	水平又は標 高較差	±70	±160
						法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平又は標 高較差	±70	±330

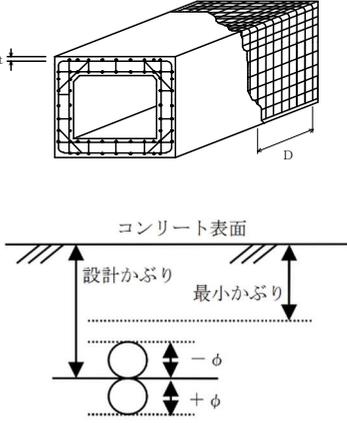
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽	±50		
						法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100	
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長-2%	
						幅	w_1, w_2	-100	
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3 4	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)		平均值	個々の計 測値	
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工	厚 さ t	※-30
					(盛土部)		
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	±φ
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	単 備: mm
<p>施工延長40mにつき1か所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2か所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>		
<p>$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>	 <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう</p>	

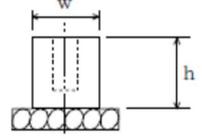
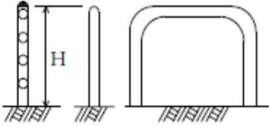
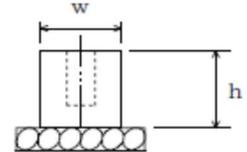
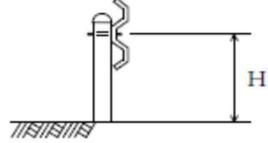
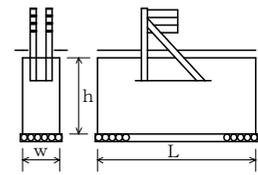
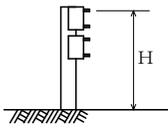
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

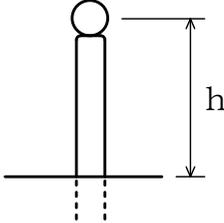
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 50	
						根 入 長	設計値以上	
						変 位 ℓ	100	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延 長 L	-200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	
						基礎	幅 W (D)	-30
							高 さ h	-30
							根 入 長	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 か所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 か所 / 1 施工箇所</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>1 か所 / 1 基礎 基礎 1 基毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	幅 W	-30
						高さ h	-30
						パイプ取付高 H	+30 -20
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	幅 W	-30
						高さ h	-30
						ビーム取付高 H	+30 -20
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	幅 W	-30
						高さ h	-30
						延長 L	-100
						ケーブル取付高 H	+30 -20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 か所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 か所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 か所/施工延長 40m 40m 以下のものは、2 か所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 か所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 か所/1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 か所/1 施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

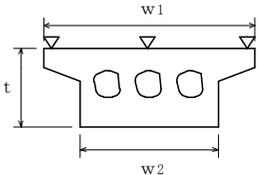
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上
						幅 W	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5 各塗 料の標準使用量と 標準膜厚」の標準 使用量以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各線種毎に、1か所テストピースにより測定。		
1か所/10本 10本以下の場合は、2か所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

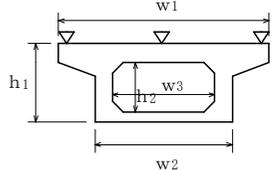
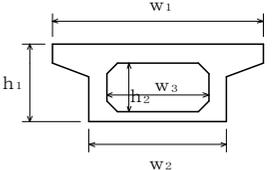
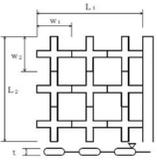
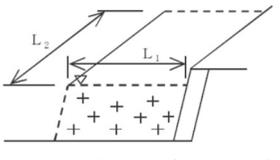
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$
						断面の外形寸法	± 5
						橋 桁 の そり δ_1	± 8
						横方向の曲がり δ_2	± 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	+10 -5
						幅 (下) w_2	± 5
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3か所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。

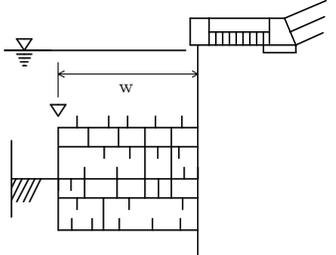
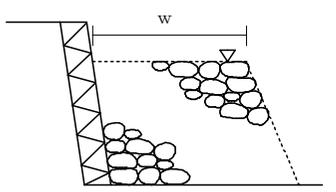
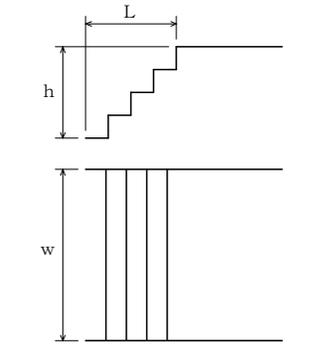
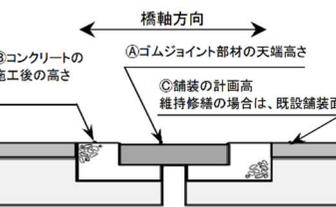
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	1	プレキャストセグメント桁 製作工（購入工）	桁 長 ℓ	—
						断面の外形寸法 (mm)	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14	2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8ℓ
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	15		PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-5 ~ +30
						厚 さ t	-10 ~ +20
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。
		桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3か所とする。 ℓ : 支間長 (m)
		桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2か所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3か所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)
		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$	
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$	
						内 空 幅 w_3	± 5	
						高 さ h_1	$+10$ -5	
						内空高さ h_2	$+10$ -5	
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	P C押し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$	
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$	
						内 空 幅 w_3	± 5	
						高 さ h_1	$+10$ -5	
						内空高さ h_2	$+10$ -5	
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	
						3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種
厚 さ t	-20							
幅 w_1, w_2	-20							
延 長 L_1, L_2	-200							
乱積	基 準 高 ∇	$\pm t/2$						
	延 長 L_1, L_2	$-t/2$						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2 か所（支点付近）で 1 か所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3 か所。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長 (m)</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>
<p>桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3 か所とする。</p> <p>※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。</p> <p>ℓ：桁長 (m)</p>		<p>注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25 m²以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1 か所測定。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>	 <p>t は根固めブロックの高さ</p>	

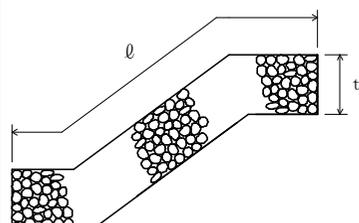
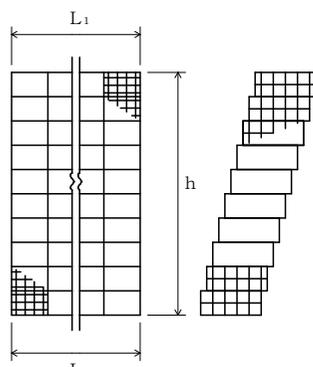
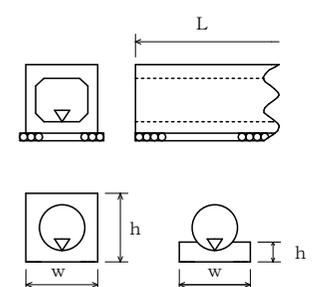
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	3	18		沈床工	基 準 高 ∇	± 150
						幅 w	± 300
						延 長 L	-200
3	2	3	19		捨石工	基 準 高 ∇	-100
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30
						高 さ h	-30
						長 さ L	-30
						段 数	± 0 段
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3
						表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1組毎		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。		
1回 / 1 施工箇所		
高さについては車道端部及び中央部の 3 点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に 3m の直線定規で測って凹凸が 3mm 以下		据付け高:「④」と「④の設計値」との差分 仕上げ高:後打ちコンがある場合「④」と「⑧」の差分、 後打ちコンが無い場合「④」と「③」の差分

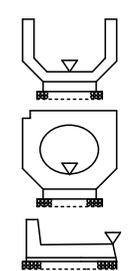
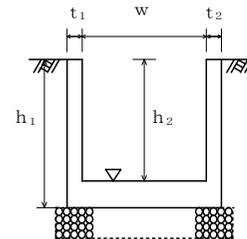
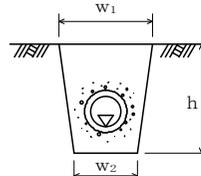
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高 高さ	±3
						据 付け 高さ	±3
						橋軸方向各点 誤差の相対差	3
						表 面 の 凹 凸	3
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2
						歯咬み合い部の縦方向 間隔 w_1	±2
歯咬み合い部の横方向 間隔 w_2	±5						
					仕 上 げ 高 高さ	舗装面に対し 0~-2	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3
						仕 上 げ 高 高さ	舗装面に対し 0~+3
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基 準 高 ∇	±500
						法 長 l	-200
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法 長 l	-100
						厚 さ t	-0.2 t
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。</p> <p>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p> <p>歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点</p>		
<p>高さについては車道端部及び中央部の3点</p> <p>表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p>		
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t		-50
3	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100
						延 長 L_1, L_2		-200
3	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30
						※幅 w		-50
						※高 さ h		-30
						延 長 L		-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p> 		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。 ※印は、現場打部分のある場合。</p> <p>1 施工箇所毎</p> 		

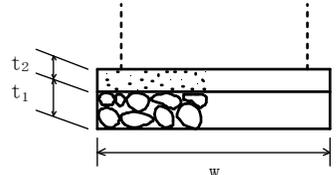
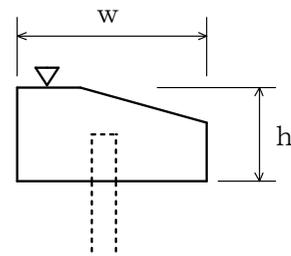
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-50
						深 さ h	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2か所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1か所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2か所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1施工箇所毎</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1施工箇所毎</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>		

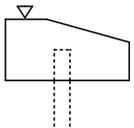
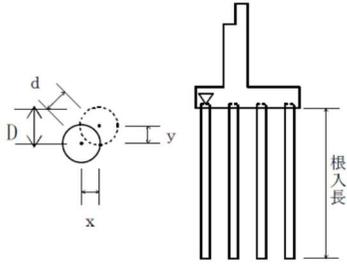
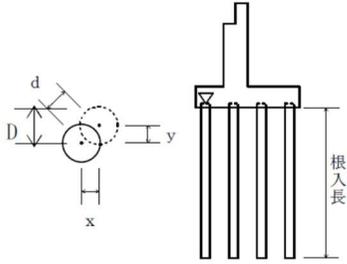
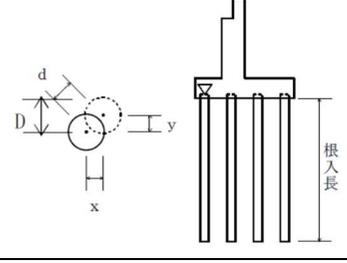
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	30		集水桝工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 か所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		

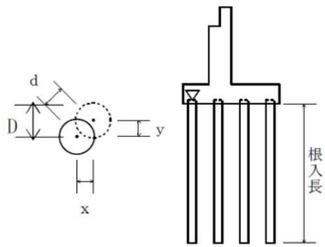
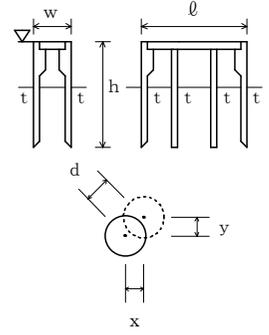
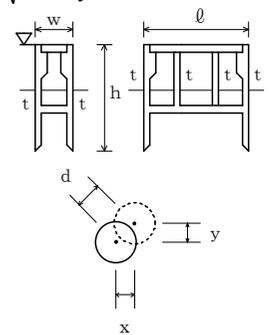
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	1		一般事項	幅 w	設計値以上
					(切込砂利)	厚さ t_1, t_2	-30
					(砕石基礎工)	延 長 L	各構造物の規格値による
					(割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)		
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸)	基 準 高 ∇	±30
					(現場打)	幅 w	-30
					高 さ h	-30	
					延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。</p>		
<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

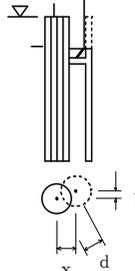
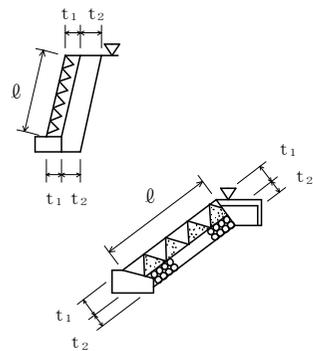
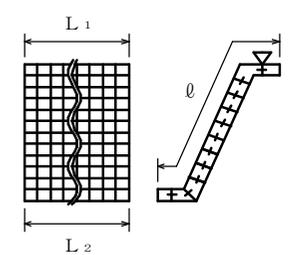
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ∇	±30
						延 長 L	-200
3	2	4	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
3	2	4	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	D/4 以内かつ 100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径 D	設計値以上
3	2	4	5		場所打杭工	基 準 高 ∇	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	100 以内
						傾 斜	1/100 以内
						杭 径 D	設計径 (公称径) -30 以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1か所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向 (道路線形方向、橋軸方向等) とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向 (道路線形方向、橋軸方向等) とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向 (道路線形方向、橋軸方向等) とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	

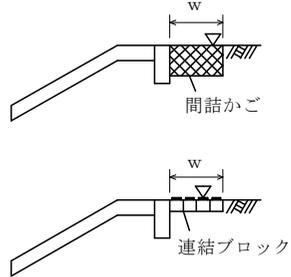
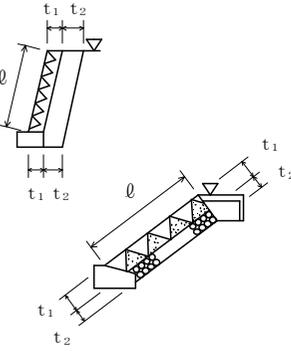
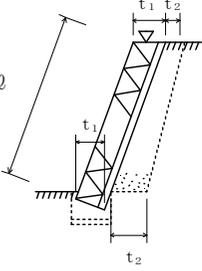
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	6		深礎工	基 準 高 ▽	±50
						根 入 長	設計値以上
						偏 心 量 d	150 以内
						傾 斜	1 / 50 以内
						基 礎 径 D	設計径（公称径） 以上※
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100
						ケーソンの長さ ℓ	-50
						ケーソンの幅 w	-50
						ケーソンの高さ h	-100
						ケーソンの壁厚 t	-20
						偏 心 量 d	300 以内

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>全数について杭中心で測定。</p> <p>傾斜は縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。</p> <p>※ライブプレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。</p>	<p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p> 	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	
						根 入 長	設計値以上	
						偏 心 量 d	300 以内	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m	-50
							ℓ ≥ 3m	-100
						厚さ (ブロック) t ₁	-50	
						厚さ (裏込) t ₂	-50	
						延 長 L	-200	
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	
						法 長 ℓ	-100	
						延長 L ₁ , L ₂	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。厚さは上端部及び下端部の2か所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w	-100	
						延 長 L	-200	
3	2	5	4		緑化ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ (ブロック) t_1	-50	
						厚さ (裏込) t_2	-50	
						延 長 L	-200	
3	2	5	5		石積 (張) 工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ (石積・張) t_1	-50	
						厚さ (裏込) t_2	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。厚さは上端部及び下端部の2か所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。厚さは上端部及び下端部の2か所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	6	4	橋面防水工（シート系床 版防水層）	シートの重ね幅	-20～+50

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
標準重ね幅 100mmに対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で 2,000 m²以上 10,000 m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは、各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアーを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 施工面積や橋面舗装等によりコアー採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合等は、協議により他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平 坦 性			3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。	
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。	
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—
						厚 さ	-45	-45	-15	-15
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	2	排水舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	3	排水舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	4	排水舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	
3	2	6	9	5	排水舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	
							幅	-50	-50	-	-
3	2	6	9	6	排水舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	7	排水舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	9	8	排水舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	9	排水舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	9	10	排水舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	9	11	排水舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	
3	2	6	9	12	排水舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10	
							t ≥ 15cm	-45	-15	
						幅	-100		—	
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	t < 15cm	+90	+50	
							t ≥ 15cm	-70	-10	
					透水性舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50	
							t < 15cm	-70	-10	
							t ≥ 15cm	±90	+50	
							t < 15cm	-70	-10	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 か所の割で測定する。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1 か所測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、原則両端部で測定する。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>※歩道舗装に適用する。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	10	3	透水舗装工 (表層工)	厚 さ	-9		-3	
						幅	-25		-	
3	2	6	10	4	透水舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、片側延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1 か所コアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※歩道舗装に適用する。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。	コアー採取について 施工面積や橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、原則両端部で測定する。 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7
						幅	-50	-50	—	—
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記は【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4
						幅	-25	-25	—	—
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記は【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法による事が出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3
						幅	-25	-25	—	—
						平 坦 性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平 坦 性	—		3m プロファイルメーター (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。</p> <p>【測定箇所数】 3,000 m²以下 3 個 3,001~10,000 m²以下 10 個 10,001~20,000 m²以下 20 個</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	
						厚 さ	-45		-15	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱</p>	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	
						幅	-50		—	—
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3 次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		—	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	厚 さ	-10		-3.5	
						幅	-25		—	
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後 3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下	
					目地段差	±2				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m 毎に水糸又はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 か所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	
						平坦性	—		コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層を加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	- 8	
						幅	-50		—	
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	
						幅	-25		—	
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	
						幅	-35		—	
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3か所以上測定。幅は、延長40m毎に1か所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5	
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより(σ)2.4mm以下	
						目地段差	±2			

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m²未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る</p>	
隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚 さ	-45		-15
						幅	-50		—
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		—
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>【測定箇所数】 3,000 m²以下 3 個 3,001~10,000 m²以下 10 個 10,001~20,000 m²以下 20 個</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>【測定箇所数】 3,000 m²以下 3 個 3,001~10,000 m²以下 10 個 10,001~20,000 m²以下 20 個</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>コア採取等について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。</p> <p>【測定箇所数】 3,000 m²以下 3 個 3,001~10,000 m²以下 10 個 10,001~20,000 m²以下 20 個</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—
						厚さ	-45		-15
						幅	-50		—
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8
						幅	-50		—
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5
						幅	-50		—
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3
						幅	-25		—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (\bar{X}_{10})
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2
						幅 w	-25	—
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差又は厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)
						幅 w	-25	—
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50
							延長 L	-100
						厚さ t	該当工種	
					舗設工	幅 W	-25	
						延長 L	-100	
						厚さ T	該当工種	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは 40m 毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m 未満の場合は、2か所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t 又は標高較差を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t 又は標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、2か所/施工箇所とする。</p>		
<p>各層毎 1 か所 / 1 施工箇所</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	
						幅 w	-25	
						延 長 L	-100	
						平 坦 性	—	3m ^プ プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3
						平坦性	—	3m ^プ プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
		<p>厚さは 40m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2 か所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>
		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50
						施 工 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50
						置 換 厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 厚さは中心線及び端部で測定。</p>		

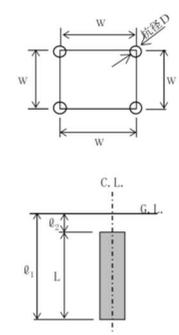
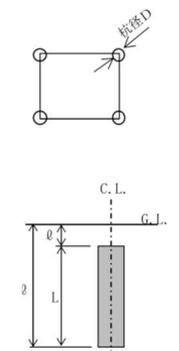
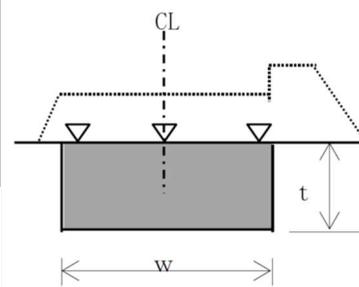
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT 施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示
						法 長 ℓ	-500
						天 端 幅 w	-300
						天端延長 L	-500
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	5		パイルネット工	基 準 高 ∇	± 50
						厚 さ t	-50
						幅 w	-100
						延 長 L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	6		サンドマット工	施 工 厚 さ t	-50
						幅 W	-100
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>w、(L) は施工延長 40m につき 1 か所、80m 以下のものは 1 施工箇所につき 3 か所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。</p>		
<p>施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p> <p>「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。</p>		

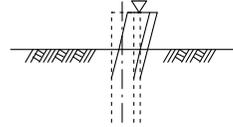
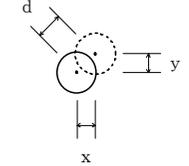
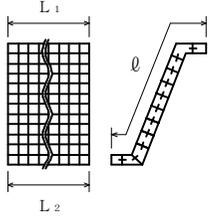
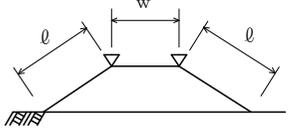
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100
						杭 径 D	設計値以上
			8	締固め改良工 (サンドコンパクション ンパイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上	
			サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量		—		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100本に1か所。 100本以下は2か所測定。1か所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。</p> <p>ペーパードレーン工においては「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>全本数</p>		
<p>全本数 計器管理にかえることができる。</p> <p>サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
		<p>※余長は、適用除外</p>

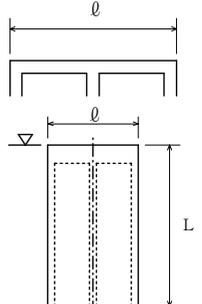
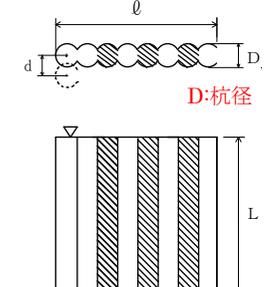
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50
						位 置・間 隔 w	D/4 以内
						杭 径 D	設計値以上
						深 度 L	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編(固結工(スラリー攪拌工)・バーチカドレーン工編)」による管理の場合	基 準 高 ∇	0 以上
						位 置	D/8 以内
						杭 径 D	設計値以上
						改 良 長 L	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ∇	設計値以上
						施 工 厚 さ t	設計値以上
						幅 W	設計値以上
						延 長 L	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>100本に1か所。 100本以下は2か所測定。 1か所に4本測定。</p> <p>全本数 $L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良体天端深度</p>		
<p>杭芯位置管理表により基準高を確認</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)</p> <p>全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)</p>		
<p>1,000m³~4,000m³につき1か所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所。 1,000m³以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ∇	± 100
						根 入 長	設計値以上
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上
						配 置 誤 差 d	100
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100
						延 長 L_1 L_2	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ∇	-50
						天 端 幅 w	-100
						法 長 ℓ	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2か所。		
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。		
1 施工箇所毎		
施工延長50mにつき1か所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2か所。		

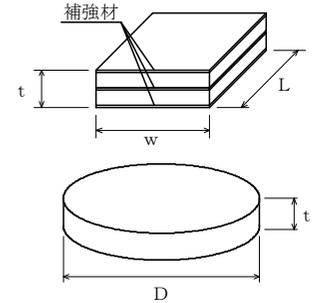
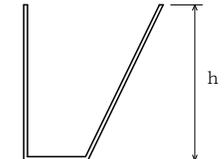
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ∇	-50
3	2	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基 準 高 ∇	± 50	
				連壁の長さ ℓ	-50		
				変 位	300		
				壁 体 長 L	-200		
3	2	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基 準 高 ∇	± 50	
				連壁の長さ ℓ	-50		
				変 位 d	D/4 以内		
				壁 体 長 L	-200		

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 50mにつき 1 か所。 延長 50m以下のものは、1 施工箇所につき 2 か所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 か所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 か所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p>		
<p>基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所。延長 40m (又は 50m) 以下のものについては 1 施工箇所につき 2 か所。 変位は施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1 か所。延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p>	 <p style="color: red;">D:杭径</p>	

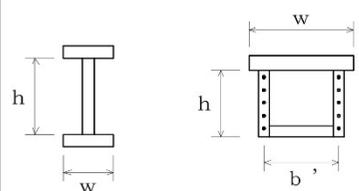
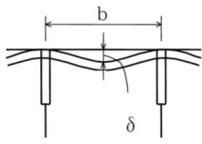
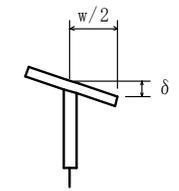
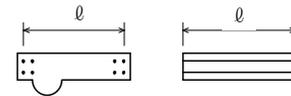
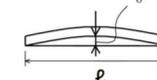
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	2	12	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼 構造物と の接合用 ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	
							中心距離	ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ	
								$\leq 1000\text{mm}$	1 以下
								ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ	
								$> 1000\text{mm}$	1.5 以下
						アン カー ボルト 用 (<small>アン カー バー バ ー 放 し</small>)	ドリル 加工孔	$\leq 100\text{mm}$	+3 -1
								$> 100\text{mm}$	+4 -2
							孔の中心距離※1	JIS B 0403- 1995 CT13	
						セ ン ス タ ー	ボスの直径	+0 -1	
							ボスの高さ	+1 -0	
						ボス※5	ボスの直径	+0 -1	
							ボスの高さ	+1 -1	
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の 長さ寸法		JIS B 0403- 1995 CT13	
						全移動量 ϕ ※4)	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2	
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ		± 3
							コンクリ ート 構造用	$H \leq 300\text{mm}$	± 3
								$H > 300\text{mm}$	(H/200+3) 小 数 点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)		JIS B 0403- 1995 CT14
							鋳放し肉厚寸法 ※2)		JIS B 0403- 1995 CT15
							削り加工寸法		JIS B 0405- 1991 粗級
							ガス切断寸法		JIS B 0417- 1979 B 級

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸 及び橋軸直角方向の長さ寸法に対して はCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されてい るのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	W, L, D ≤ 500	0 ~ +5
						長さ L	500 < W, L, D ≤ 1,500mm	0 ~ +1%
						直径 D	1,500 < W, L, D	0 ~ +15
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5
							20 < t ≤ 160	±2.5%
							160 < t	±4
						相対 誤差	W, L, D ≤ 1000mm	1
1000mm < W, L, D	(W, L, D) / 1000							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	±2..... h ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < h ≤ 2.0	
						外 周 長 L (m)	±(10+L/10)	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
図面の寸法表示箇所で測定。		
図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0
						腹板高 h (m)	±4……
						腹板間隔 b' (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) … 2.0 < w
						板鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150
						部材精度	フランジの直角度 δ (mm)
部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10					
	トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10					
		圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000				

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		 I型鋼桁 トラス弦材	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)			
			
原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
—		主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm) 	

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。

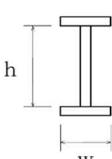
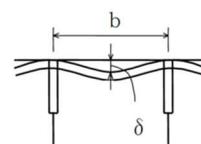
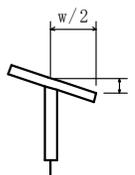
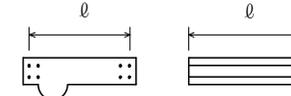
ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲り δ」の規格値の h, b, w, ℓ に代入する数値は mm 単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、 L (m)	$\pm(10+L/10)$	
						支間長 Ln (m)	$\pm(10+Ln/10)$	
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots B > 2$	
						主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	
						仮 組 立 精 度 主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	
						主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$	
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	
主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$							
現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	± 5							

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼げた等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数測定。			
各支点及び各支間中央付近を測定。			
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
各主桁について 10	各主構の各格点を		
～ 12 m 間隔を測定。	測定。 L：主桁の 支間長 (m)		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。(例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)			

※規格値のL, B, h に代入する数値はm 単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のh に代入する数値はmm 単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$
							$\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$
						腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$
							$\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$
						部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)
箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$						
	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$					
	部材長 ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		
		
主要部材全数を測定。		

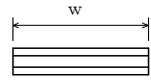
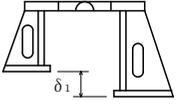
※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。

ただし「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

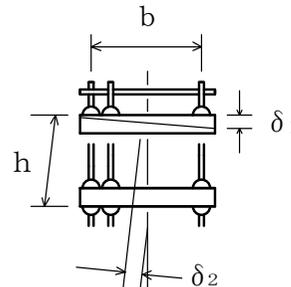
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10
						堤 長 L	±30
						堤 長 ℓ	±10
						堤 幅 W	±30
						堤 幅 w	±10
						高 さ H	±10
						ベースプレートの高さ	±10
本体の傾き	±H/500						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数を測定。		

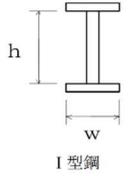
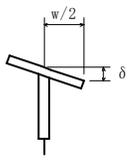
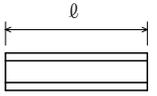
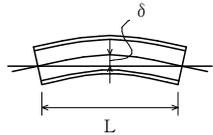
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	4		検査路製作工	部 材	部材長 l (m) $\pm 3 \dots \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $l > 10$	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 w (m) 0 ~ +30	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4
							フィンガーの食い 違い δ_2 (mm)	± 2

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
製品全数を測定。		
両端部及び中央部付近を測定。	 (実測値) δ_2 	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \dots\dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\ell > 10$
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	8		アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm) $b/500$
							鉛 直 度 δ_2 (mm) $h/500$
							高 さ h (mm) ± 5

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
	図面の寸法表示箇所	図面の寸法表示箇所
	図面の寸法表示箇所	図面の寸法表示箇所
軸心上全数測定。	 <p>The diagram shows a cross-section of an anchor frame. It consists of a top horizontal bar of width b and a bottom horizontal bar of height h. Four vertical bolts connect the two bars. The top bar is slightly curved downwards, with a maximum deviation δ_1 from a straight line. The bottom bar is slightly curved upwards, with a maximum deviation δ_2 from a straight line.</p>	軸心上全数測定。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…w≤0.5 ±3… 0.5<w≤1.0 ±4… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2) … 2.0<w	
						部 材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200
							部材長 ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10
						仮 組 立 時	主桁のそり	-5~+5… L≤20 -5~+10… 20<L≤40
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	±3… ℓ≤10 ±4… ℓ>10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各支点及び各支間中央付近を測定。		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
各主桁について 10~12m 間隔を測定。		
図面の寸法表示箇所を測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	13		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラバークレーン架設）	全長 L (m) 支間長 L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)
						※主桁、主構の 中心間距離 B (m)	±4…… B ≤ 2 ±(3+B/2) …… B > 2
						※主桁の橋端に おける出入差 δ (mm)	±10
						※主桁、主構の 鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000
						※現場継手部 のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5

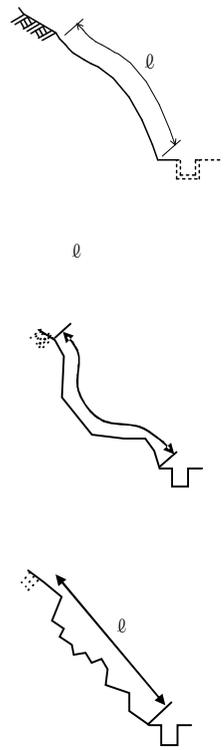
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各桁毎に全数測定。		
L：主桁・主構の支間長(m)		
主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
各支点及び各支間中央付近を測定。		
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
各主桁の両端部を測定。 H：主桁・主構の高さ(mm)		
主桁、主構の全継手数の 1 / 2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。(例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm)		
※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値の L、B に代入する数値は m 単位の数値である。ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

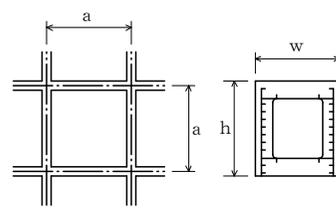
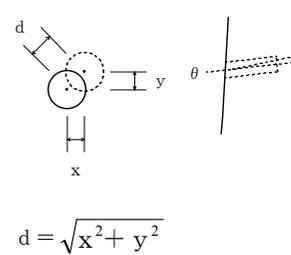
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	
						桁の中心間距離	—	
						そ り	—	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$ —200 $\ell \geq 5\text{m}$ 法長の-4%	
						盛 土 法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$ —100 $\ell \geq 5\text{m}$ 法長の-2%	
						延 長 L	—200	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$ —200 $\ell \geq 5\text{m}$ 法長の-4%	
						厚 さ t	$t < 5\text{cm}$ —10	
							$t \geq 5\text{cm}$ —20	
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の 最小吹付厚は、設計厚の50%以上と し、平均厚は設計厚以上。		
						延 長 L	—200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	適 用
各桁毎に全数測定。		
一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
主桁を全数測定。		
施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工延長40mにつき1か所、40m以下のものは1施工箇所につき2か所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
施工面積200㎡につき1か所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2か所。 検査孔により測定。		
1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ t	$t < 5\text{cm}$	-10
							$t \geq 5\text{cm}$	-20
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上		
延 長 L			-200					

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40mにつき 1 か所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>200 m²につき 1 か所以上、200 m²以下は 2 か所をせん孔により測定。</p>		
<p>1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		

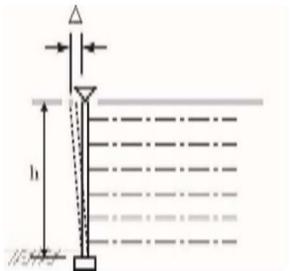
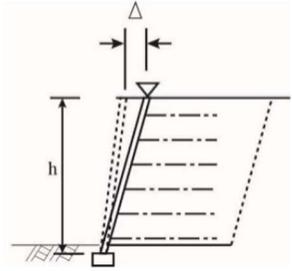
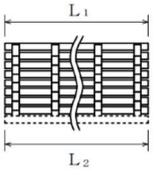
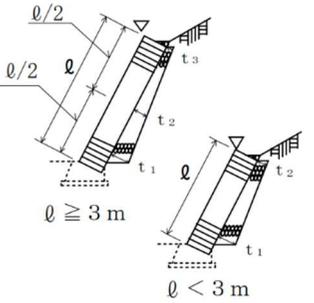
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 \varnothing	$\varnothing < 10\text{m}$	-100
							$\varnothing \geq 10\text{m}$	-200
						幅	w	-30
						高 さ	h	-30
						砕 中 心 間 隔	a	± 100
			延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	4	2	法砕工 (プレキャスト法砕工)	法長 \varnothing	$\varnothing < 10\text{m}$	-100
							$\varnothing \geq 10\text{m}$	-200
						延 長	L	-200
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	6		アンカー工	削孔深さ	\varnothing	設計値以上
						配置誤差	d	100
						せん孔方向	θ	± 2.5 度

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。 ※急傾斜地工事は測点毎 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いること ができる。</p> <p>砕延延長 100mにつき 1 か所、砕延延 長 100m以下のものは 1 施工箇所につ き 2 か所。 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いること ができる。</p> <p>1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほ かに「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」で規定する出来形 計測性能を有する機器を用いること ができる。</p>		<p>曲線部は設計 図書による 幅及び高さの 1 枠測定とは、 縦・横・梁 各々 1 箇所の計 4 箇所の測定と する。</p>
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		
<p>全数 (任意仮設は除く)</p>	 <p>$d = \sqrt{x^2 + y^2}$</p>	<p>※鉄筋挿入工 にも適用す る。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
3	土	木	工	事	共通編	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	
							厚 さ t	-20	
							裏 込 厚 さ	-50	
							幅 w_1, w_2	-30	
							高 さ h	$h < 3m$	-50
								$h \geq 3m$	-100
延 長 L	-200								
3	土	木	工	事	共通編	プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	
							延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎		
1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1か所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2か所。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

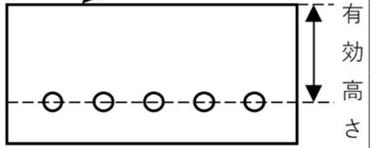
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	± 50	
						高さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内	
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上	
延長 L	-200							
3	2	15	4		井桁ブロック工	基準高 ∇	± 50	
						法長 \varnothing	$\varnothing < 3\text{m}$	-50
							$\varnothing \geq 3\text{m}$	-100
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50	
						延長 L_1, L_2	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。</p>		
<p>1 施工箇所毎</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工	3	1	浚渌船運転工 (ポンプ浚渌船)	基準 高 ▽	電気船	200ps	-800～+200
								500ps	-1,000～+200
								1,000ps	-1,200～+200
							デ イ ー ゼ ル 船	250ps	-800～+200
								420ps 600ps	-1,000～+200
								1,350ps	-1,200～+200
							幅	-200	
	延 長	-200							
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工	3	2	浚渌船運転工 (グラブ浚渌船) (バックホウ浚渌船)	基準 高 ▽	+200 以下		
						幅	-200		
						延 長	-200		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	16 浚 渌 工	3	3	浚渌船運転工 (バックホウ浚渌船) (面管理の場合)	平均值	個々の 計測値		
						標高較差	0 以下	+400 以下	

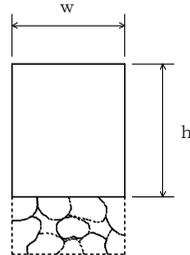
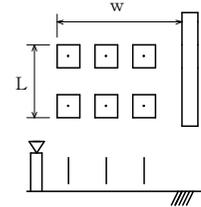
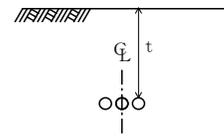
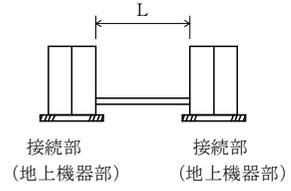
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。</p>		
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
3	土 木 工 事 共 通 編	2	18	2	床版工	基 準 高 ▽	±20
						幅 w	0～+30
						厚 さ t	-10～+20
						鉄筋のかぶり	設計値以上
						鉄筋の有効高さ	±10
						鉄 筋 間 隔	±20
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は、1径間当たり2か所（支点付近）で、1か所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3か所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1か所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）</p> <p>1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1か所とする。</p> <p>1径間当たり3か所（両端及び中央）測定。 1か所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30
						高さ h	-30
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ∇	± 50
						幅 w	± 300
						方向	$\pm 7^\circ$
						延長 L	-200
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50
						延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1組毎		
接続部（地上機器部）間毎に1か所。		
接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

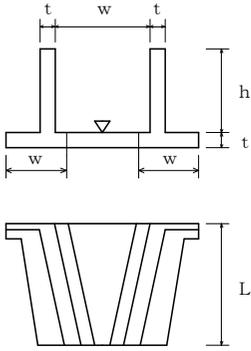
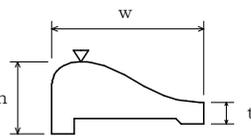
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川 編	1 築堤・ 護岸	13 光ケ ー ブル 配 管 工	4		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
4 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本 体 工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ▽	±30
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20
						幅 w_1, w_2	-30
						内空幅 w_3	-30
						内空高 h_1	±30
						延 長 L	-200
4 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管 本 体 工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1か所毎 ※は現場打部分のある場合		
柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		
函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。 1 施工箇所毎		

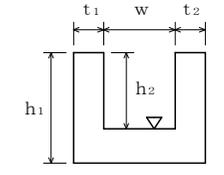
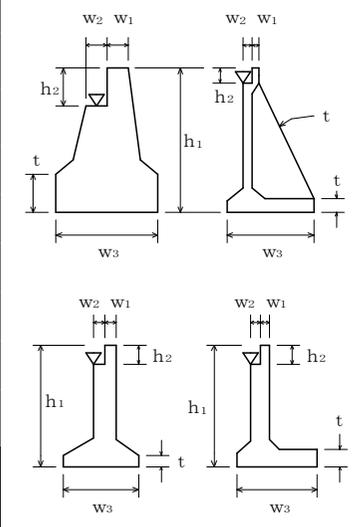
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	4 水門	6 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						堰長 L	L < 20m -50 L \geq 20m -100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河 川 編	5 堰	8 魚 道 工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	-30
						延 長 L	-200
4 河 川 編	5 堰	9 管 理 橋 下 部 工	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 l_1	-50
						敷 長 l_2	-50
						胸壁間距離 l	± 30
						支 点 長 及 び 中心線の変化	± 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> 		
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	6		本 体 工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h_1, h_2	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	6 排水機場	4 機場 本 体 工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50
4 河川編	6 排水機場	5 沈 砂 池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						幅 w	-30
						高 さ h	± 30
						延 長 L	-50

単位：mm

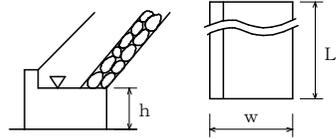
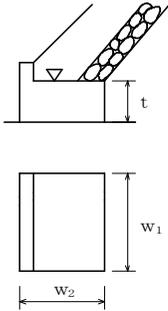
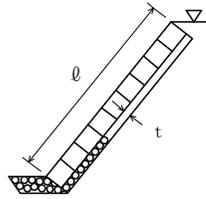
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
4 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床 固 め 本 体 工)	基 準 高 ∇	± 30
						天 端 幅 w_1, w_3	-30
						堤 幅 w_2	-30
						堤 長 L_1, L_2	-100
						水 通 し 幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
4 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-30
						幅 w	-100
						延 長 L	-100
4 河川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30
						天 端 幅 w_1	-30
						堤 幅 w_2	-30
						長 さ L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面に表示してある箇所で測定。		
基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5	河川 海岸 編	1	5	5	場所打コンクリート工	基 準 高 ∇	± 30	
						幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	
5	河川 海岸 編	1	5	6	海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						ブロック厚 t	-20	
						ブロック縦幅 w_1	-20	
						ブロック横幅 w_2	-20	
						延 長 L	-200	
5	河川 海岸 編	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100
							$\ell \geq 5\text{m}$	$\ell \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> 		
<p>ブロック個数 40 個につき 1 か所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> 		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100
						厚 さ t	$t < 100$	-20
							$t \geq 100$	-30
						裏 込 材 厚 t'	-50	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天 端 被 覆 工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w	-50	
						厚 さ t	-10	
						基 礎 厚 t'	-45	
						延 長 L	-200	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波 返 工	3		波返工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高さ $h < 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-50	
						高さ $h \geq 3\text{m}$ h_1, h_2, h_3	-100	
						延 長 L	-200	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p>		

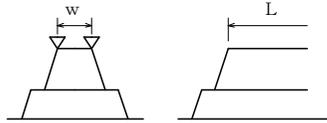
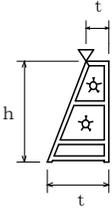
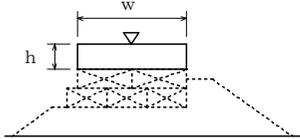
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基	本 均 し	±50	
						準	表 面 均 し	±100	
						高	荒均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							均し	異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						▽	被覆均し	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							均し	異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300
						法 長 ℓ	-100		
						天 端 幅 w_1	-100		
天 端 延 長 L_1	-200								
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300		
						延 長 L	-500		
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	
						準	異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300	
						高	法 長 ℓ	-100	
						▽	天 端 幅 w_1	-100	
							天 端 延 長 L_1	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2か所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。</p> <p>幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2か所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
5	河川 海岸 編	2	突 堤 ・ 人 工 岬	5	突 堤 本 体 工	海 岸 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工	(層積)ブロック 規格 26 t 未満	±300	
							(層積)ブロック 規格 26 t 以上	±500	
							(乱 積)	±ブロックの 高さの 1/2	
							天 端 幅 w	ーブロックの 高さの 1/2	
							天 端 延 長 L	ーブロックの 高さの 1/2	
5	河川 海岸 編	2	突 堤 ・ 人 工 岬	5	突 堤 本 体 工	石 砕 工	基 準 高 ▽	±50	
							厚 さ t	-50	
							高 さ h	h < 3m	-50
								h ≥ 3m	-100
							延 長 L	-200	
5	河川 海岸 編	2	突 堤 ・ 人 工 岬	5	突 堤 本 体 工	場 所 打 コ ン ク リ ー ト 工	基 準 高 ▽	±30	
							幅 w	-30	
							高 さ h	-30	
							延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。延長は、センターラインで行う。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
1 施工箇所毎		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		

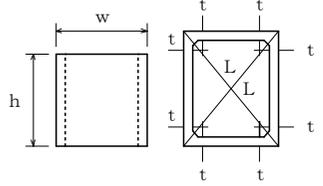
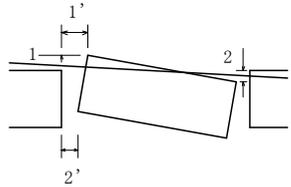
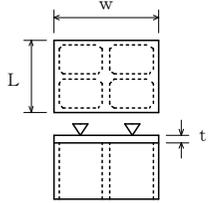
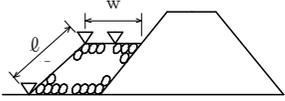
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100
							コンクリート	±50
						壁 厚 t_1		±10
						幅 w		+30, -10
						高 さ h_1		+30, -10
						長 さ L		+30, -10
						底版厚さ t_2		+30, -10
						フーチング高さ h_2		+30, -10
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150	
						据付目地間隔 $1', 2'$	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
						厚 さ t		±30
						幅 w		±30
						長 さ L		±30

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
各室中央部 1 か所			
底版完成時、各壁 1 か所			
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端 完成時、四隅			
各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端			
底版完成時、各室中央部 1 か所			
底版完成時、四隅			
据付完了後、両端 2 か所			
据付完了後、天端 2 か所			
1 室につき 1 か所 (中心)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	
						幅 w	+20, -10	
						高 さ h	+20, -10	
						長 さ L	+20, -10	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1,2	±50	
						隣接ブロックと の間隔 1',2'	50 以下	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 度 ▽	陸 上	±30
							水 中	±50
							厚 さ t	±30
							幅 w	±30
							長 さ L	±30
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基 準 高 度 ▽	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500
							異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高 さ	±300
							法 長 ℓ	-100
							天 端 幅 w	-100
							天 端 延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
型枠取外し後全数		
据付後ブロック1個に2か所(各段毎)		
1室につき1か所(中心)		
施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		
幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		

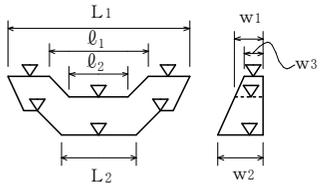
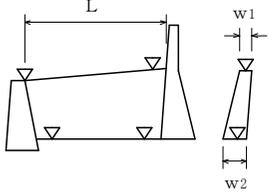
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値							
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300							
							乱 積	±t/2							
						厚 さ t		-20							
						幅 w ₁ , w ₂	層 積	-20							
							乱 積	-t/2							
						延長 L ₁ , L ₂	層 積	-200							
							乱 積	-t/2							
						5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	
													乱 積	±t/2	
												厚 さ t		-20	
幅 w, w ₂		-20													
延長 L ₁ , L ₂		-200													
5 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工							基 準 高 ▽	本 均 し		±50
													荒 均 し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500
												異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300	
												被 覆 均 し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	
													異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300	
						法 長 ℓ		-100							
						天 端 幅 w ₁		-100							
						天 端 延 長 L ₁		-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1か所測定。</p>		<p>1 施工箇所毎</p>
<p>施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1か所。延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。</p> <p>幅、厚さは 40 個につき 1か所測定。</p>		
<p>施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。</p>		<p>幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1か所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2か所、延長はセンターライン及び表裏法肩。</p>

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m) $\pm 3 \dots \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\ell > 10$
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ∇	± 30
						天端部 堰 幅 w_1, w_3 w_2	-30
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50
						堤 長 L_1, L_2	-100
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w_1, w_2	-30
						長 さ L	-100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	
						幅 w	-100	
						厚 さ t	-30	
						延 長 L	-100	
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50
							長 さ ℓ_1, ℓ_2	± 100
							幅 w_1, w_3	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$
						袖 部	袖 高 ∇	± 50
							幅 w_2	± 50
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>		
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		

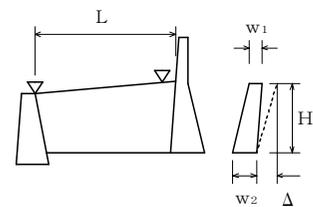
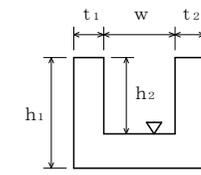
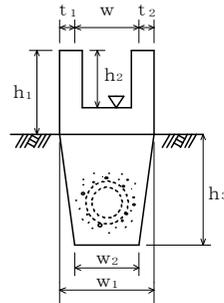
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50
						堤長 l	±10
						堤幅 W	±30
						堤幅 w	±10
						高さ H	±10
						高さ h	±10

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		

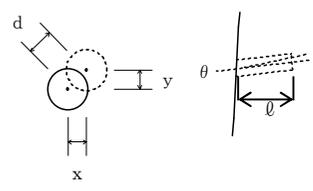
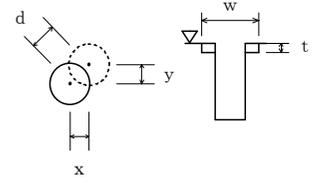
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6	砂防編	9	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50
						長 さ L	± 100
						幅 w_1, w_2	± 50
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$
						高さ h	$h < 3m$
		$h \geq 3m$	-100				
6	砂防編	2	5	8	魚道工	基 準 高 ∇	± 30
						幅 w	-30
						高さ h_1, h_2	-30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						延 長 L	-200
6	砂防編	3	6	4	山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t_1, t_2	-20
						幅 w	-30
						幅 w_1, w_2	-50
						高さ h_1, h_2	-30
						深 さ h_3	-30
						延 長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2か所。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ \varnothing	設計値以上
						配置誤差 d	100
						せん孔方向 θ	± 2.5 度
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	150
						長 さ L	-100
						巻立て幅 w	-50
						巻立て厚さ t	-30
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50
						偏 心 量 d	D/4 以内 かつ 100 以内

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
全数測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
6 砂 防 編	4 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策	5 コ ン ク リ ー ト 張 工	5		コンクリート工	基 礎	基準高 ∇	± 50
							厚さ t	-20
							幅 W_1, W_2	-30
							延長 L	-200
						Co 張	厚さ t	-30
							基礎前幅 W	-30
							法長 $\varnothing < 3m$	-50
							法長 $\varnothing \geq 3m$	-100
						天 端	基準高 ∇	± 50
							高さ H	-30
							幅 W	-30
							延長 L	-200

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所 延長については、1 施工箇所毎		
	※基礎及び天端の延長 L は奥行き方向の長さ	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 ダム 編	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20
						天 端 幅	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	-100
7 ダム 編	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						幅	±40
						長 さ	-100, +60

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。</p> <p>3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</p>		
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。</p> <p>①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。</p> <p>3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 ダム 編	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20
						ジョイント間隔	±30
						リ フ ト 高	±50
						堤 幅	-30, +50
						堤 長	±40

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>	<p>J : ジョイント</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 ダム 編	1	4			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30
						ジョイント間隔	±20
						リ フ ト 高	±50
						長 さ	±100
						厚 さ	±20

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>	<p>J：ジョイント</p>	

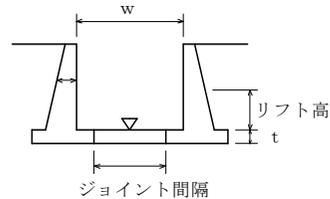
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基 準 高 ▽	設計値以上
						外 側 境 界 線	-0, +500
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基 準 高 ▽	-0
						外 側 境 界 線	-0, +1000
						盛 立 幅	-0, +1000
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基 準 高 ▽	-100
						外 側 境 界 線	-0, +2000

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピング ローラ）の場合		
各測点について5層毎に測定。		
各測点について盛立5m毎に測定。		

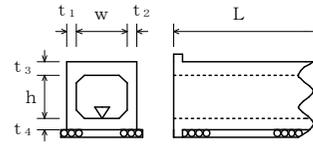
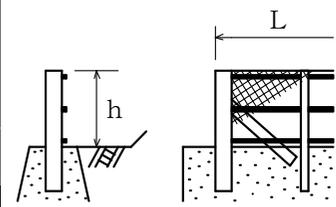
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
7 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基 準 高 ∇	±20
						ジョイント間隔	±30
						厚 さ t	±20
						幅 w	±40
						リフト高	±20
						長 さ L	±100
7 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上
						配 置 誤 差	100

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		

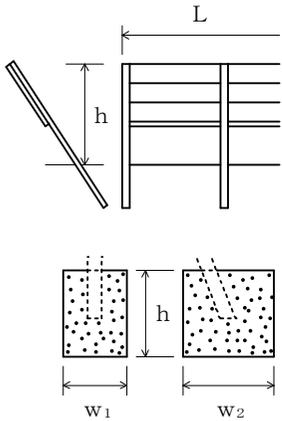
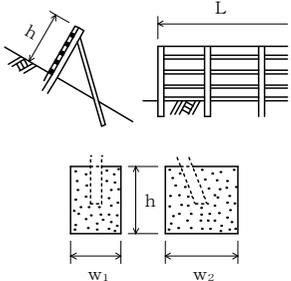
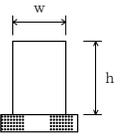
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 道 路 編	1 道 路 改 良	3 工 場 製 作 工	2		遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$
8 道 路 編	1 道 路 改 良	9 カ ル バ ー ト 工	6		場所打函渠工	基 準 高 ∇	± 30	
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20	
						幅 (内法) w	-30	
						高 さ h	± 30	
						延 長 L	L < 20m	-50
	L \geq 20m	-100						
8 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	
						延 長 L	-200	
8 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	5		落石防止柵工	高 さ h	± 30	
						延 長 L	-200	

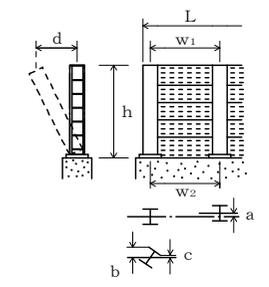
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
1 施工箇所毎		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 箇所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 箇所につき 2 箇所。		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
1 施工箇所毎		
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30
8 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	
						延 長 L	-200	
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30
							高 さ h	-30
アンカー長 ℓ	打 込 み ℓ	-10%						
	埋 込 み ℓ	-5%						
8 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	
						高 さ h	-30	
						延 長 L	-200	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p> <p>基礎 1 基毎</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> <p>1 施工箇所毎</p> <p>基礎 1 基毎</p> <p>全数</p>		
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p> <p>1 施工箇所毎</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	12	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	± 15	施工延長5スパンにつき1か所	
							ず れ a	10		
							ねじれ b - c	5		
							倒 れ d	$h \times 0.5\%$		
							高 さ h	+30, -20		
							延 長 L	-200		
								1 施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X10)
							中規模以上	小規模以下	中規模以上
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—
						厚 さ	t < 15cm	—30	—10
							t ≥ 15cm	—45	—15
						幅	—100		—
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	—9	—3	
						幅	—25		—

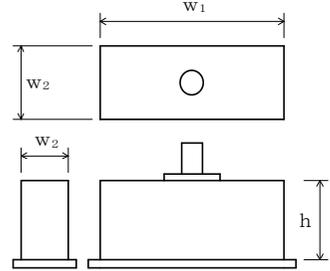
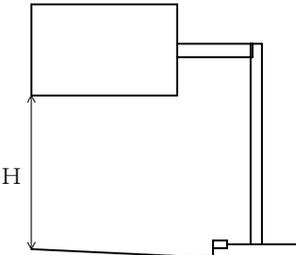
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高は片側延長 40m 毎に 1 か所の割で測定する。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に 1 か所測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、原則両端部で測定する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
<p>幅は、片側延長 40m 毎に 1 か所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に 1 か所コアを採取して測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、原則両端部で測定する。</p>		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
8 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20
						各 部 の 厚 さ	±20
						各 部 の 長 さ	±30
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20
						厚 さ	—
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20
ア ン カ ー 長	±20						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
<p>1 か所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
1 か所 / 1 踏掛版		
1 か所 / 1 踏掛版		
1 か所 / 1 踏掛版		
全数		
全数		
全数		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30
						高 さ h	-30
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
基礎一基毎		
1 か所 / 1 基		

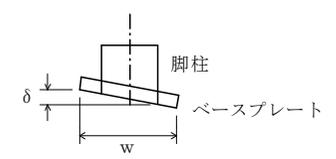
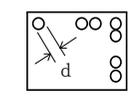
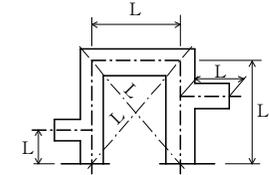
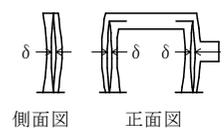
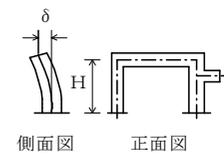
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ∇	± 30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高さ h_1, h_2	-30
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30
						高 さ h	-30

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部間毎に1か所 接続部間毎で全数		
1か所毎 ※印は、現場打ちの場合		
1か所 / 1 施工箇所		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	$w/500$	
						材	ベース プレート	孔の位置	± 2
								孔の径 d	0~5
						仮 組 立 時		柱の中心間隔、 対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \dots$ $20m < L$
								はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	$L/1,000$
								柱 の 鉛 直 度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
各脚柱、ベースプレートを測定。		
全数を測定。		
全数を測定。		
両端部及び片持ばり部を測定。		
各主構の各格点を測定。		
各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		

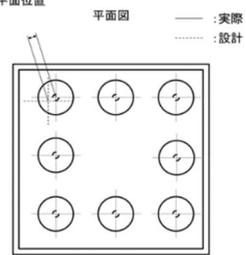
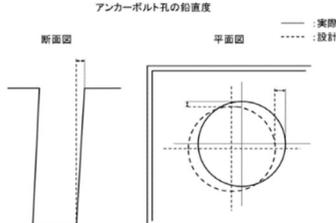
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8	3	6	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50
						高 さ h_1	-50
						胸壁の高さ h_2	-30
						天 端 長 l_1	-50
						敷 長 l_2	-50
							胸壁間距離 l
		支間長及び 中心線の変位	± 50				

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8			支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20
							平 面 位 置	±20
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						天 端 長 l_1	-50
						敷 長 l_2	-50
						橋脚中心間距離 l	± 30
							支 間 長 及 び 中心線の変位

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>橋脚中心間距離 l 支間長</p> <p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1		支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20
						平面位置	±20	
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		

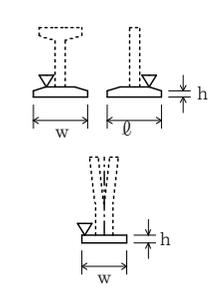
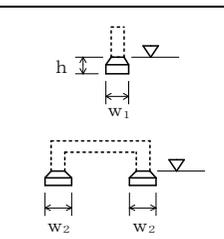
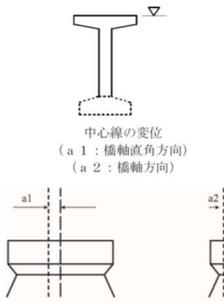
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20
						厚 さ t	-20
						天 端 幅 w_1	-20
						敷 幅 w_2	-20
						高 さ h	-50
						長 さ ℓ	-20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
					支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50	
					支 承 部 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト の 規 格 値	計 画 高	+10~-20
						平 面 位 置	± 20
ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下						

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p> <p>平面位置 平面位置 実測 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度 実測 設計</p>	<p>支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。</p> <p>ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。</p>

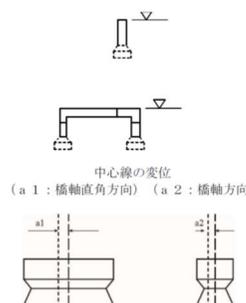
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w (橋軸方向)	-50
						高 さ h	-50
						長 さ ℓ	-50
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20
						幅 w_1, w_2	-50
						高 さ h	-50
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30
						支間長及び 中心線の変位	± 50

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	±20
						橋脚中心間距離 ℓ	±30
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		

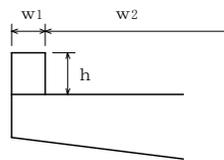
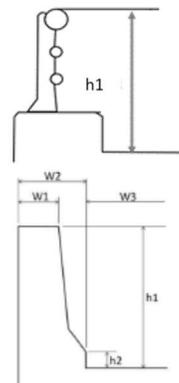
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l (m) $\pm 3 \cdots \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots \cdots l > 10$	
8 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ 注 1)	± 5	
						可動支承の移動可能量 注 2)	設計移動量以上	
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋
							± 5	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋 軸 方 向	1 / 100
							橋 軸 直 角 方 向	
						可動支承の橋軸方向のずれ、 同一支承線上の相対誤差	5	
可動支承の機能確認 注 3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1/2 以上							
8 道 路 橋	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据 付 け 高 さ 注 1)	± 5	
						可動支承の移動可能量 注 2)	設計移動量以上	
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋
							± 5	$\pm (4 + 0.5 \times (B - 2))$
						水 平 度	橋 軸 方 向	1 / 300
							橋 軸 直 角 方 向	
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5	
可動支承の機能確認 注 3)	温度変化に伴う移動量 計算値の 1/2 以上							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、 水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注 1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注 2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注 3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		

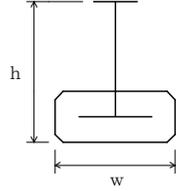
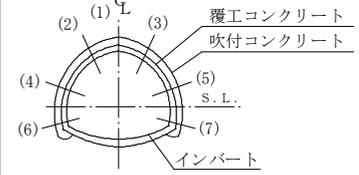
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上
						アンカーボルト定着長	-20 以内かつ 1D 以内
8 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20
						地覆の高さ h	-10～+20
						有効幅員 w_2	0～+30
8 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10
						地 覆 の 幅 w_2	-10～+20
						高 さ h_1	-20～+30
						高 さ h_2	-10～+20
						有 効 幅 員 w_3	0～+30
8 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3
						高 さ	±4

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
全数測定		
全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
1 径間当たり両端と中央部の 3 か所測定。		
1 径間当たり両端と中央部の 3 か所測定。		
1 ブロックを抽出して測定		

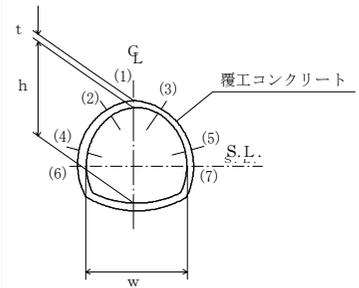
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5
						高 さ h	+10 -5
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の 1/3 以上を確保す るものとする。
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—
						角 度	—
						削 孔 深 さ	—
						孔 径	—
						突 出 量	プレート下面 から10cm以内

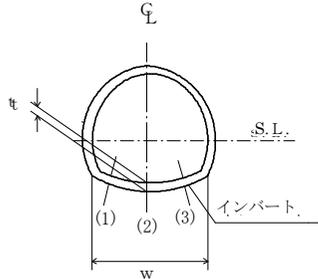
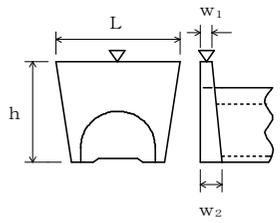
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3か所とする。 ℓ ：スパン長		
施工延長 40m 毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級 A 又は B に該当する地盤とする。		
施工延長 40m 毎に断面全本数検測。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	設計値以上
						延 長 L	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1 か所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の (1) は 40m に 1 か所、(2)～(3) は 100m に 1 か所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2 か所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3 分の 1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	
						厚 さ t	-30	
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	
						厚 さ t	設計値以上	
						延 長 L	—	
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ∇	± 50	
						幅 w_1, w_2	-30	
						高 さ h	$h < 3\text{m}$	-50
							$h \geq 3\text{m}$	-100
延 長 L	-200							

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。</p>		
<p>(1) 幅は、施工 40m につき 1 か所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		
<p>図面の主要寸法表示箇所にて測定。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50
						幅 w (全幅)	-50
						高さ h (内法)	-50
						厚 さ t	-20
						延 長 L	—

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40 mにつき 1 か所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>		

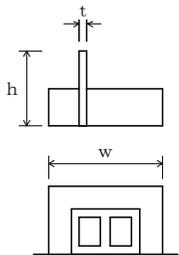
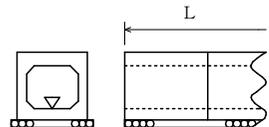
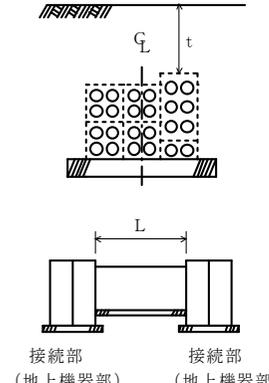
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ∇	± 30
						厚 さ t	-20
						内 空 幅 w	-30
						内 空 高 h	± 30
						ブ ロ ッ ク 長 L	-50
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20
						幅 w	-20
						長 さ L	-20
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上

単位：mm

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
図面の寸法表示箇所にて測定。		
両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		
両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		

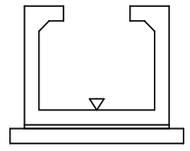
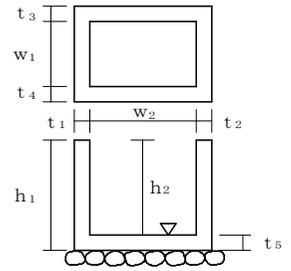
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20
						幅 w	±50
						厚 さ t	-20
8 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30
						延 長 L	-200
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0~+50
						延 長 L	-200

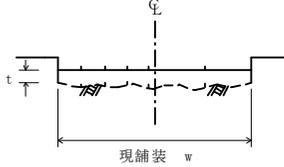
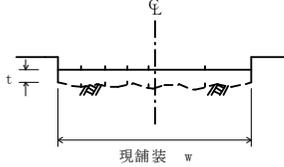
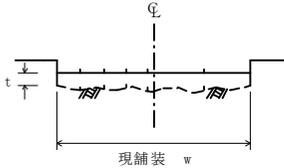
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
図面の寸法表示箇所にて測定。		
施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		
接続部 (地上機器部) 間毎に 1 か所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8	12	5	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30
8	12	6	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20
						※幅 w_1, w_2	-30
						※高 さ h_1, h_2	-30

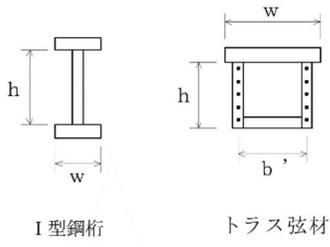
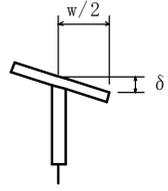
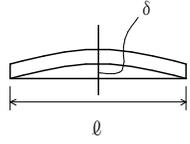
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
接続部（地上機器部）間毎に1か所。		
1か所毎 ※は現場打部分のある場合		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X10)
8	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	—	3mプロファイルメータ-(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下
8	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t 又は標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)
						厚さ t (オーバーレイ)	-9	
						幅 w	-25	
						延長 L	-100	
						平坦性	—	3mプロファイルメータ-(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下
8	14	4	7		路上再生工	厚さ t	-30	
						幅 w	-50	
						延長 L	-100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	単 位 : mm 摘 要
<p>厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長40m毎に1か所の割とし、延長40m未満の場合は、2か所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る</p>	 <p>現舗装 w</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t 又は標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さ t 又は標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>5. 幅は、延長80m毎に1か所の割とし、延長80m未満の場合は、2か所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。</p>	 <p>現舗装 w</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
<p>幅は延長40m毎に1か所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。</p>	 <p>現舗装 w</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
8 道 路 編	16 道 路 修 繕	3 工 場 製 作 工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0 ±4……
						腹板高 h (m)	1.0 < w ≤ 2.0
						腹板間隔 b' (m)	± (3 + w/2) … 2.0 < w
					フランジの直角度 δ (mm)	w/200	
					圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1,000	

測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁 トラス弦材</p>	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コトクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214（エコセメント）			○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認						
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (ブランド)	その他(J I S マーク表示されたレディーミクストコンクリート)	計量設備の計量精度	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○						
			ミキサの練混ぜ性能試験				コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○				
			細骨材の表面水率試験				JIS A 1111		設計図書による。		2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験				JIS A 1125				1回/日以上			○
			塩化物総量規制				「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料2参照		原則0.3kg/m ³ 以下		コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合には、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			単位水量測定				「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡) ※巻末資料3参照		1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		100m ³ /日以上の場合; 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容値±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150㎡ごとに1回、及びおよび荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時又は、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースの採取は、1回につき6個（σ7・σ3個、σ28・σ3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		その他	コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）と構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査 ※巻末資料4参照	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5か所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」 ※巻末資料5参照	同左	同左	同左	
強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」 ※巻末資料6参照	同左	同左	同左				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類)	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
		施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
		必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ※巻末資料1参照	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)			○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)			○
	その他 (JISマーク表示されたレディミクスターコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材) -第1部:高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材) -第2部:フェロニッケルスラグ細骨材 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) -第3部:銅スラグ細骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) -第4部:電気炉酸化スラグ細骨材 JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材) -第5部:石炭ガス化コンクリート用 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)		○		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005		1回/12か月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 製作開始前、1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4 ブレキヤストコンクリート製品（その他）	材料	その他へJISを使用する場合を除く	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202				
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回/6か月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。
施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数			
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があってはならない。</p>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技術資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ノギス等による計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない。</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観試験を行う。 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 <p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30か所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1か所以下の時はロットを合格とし、2か所以上のときはロットを不合格とする。ただし、合否判定レベルは基準レベルの-24dbとする。 	<p>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。</p> <p>抜取検査の場合は、各ロットの30か所とし、1ロットの大きさは200か所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>規格値を外れた場合は、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 	
6 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
			施工	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	JIS A 5525	<p>【円周溶接部の目違い】</p> <p>外径700mm未満：許容値2mm以下</p> <p>外径700mm以上1,016mm以下：許容値3mm以下</p> <p>外径1,016mmを超え2,000mm以下：許容値4mm以下</p>	
	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20か所毎に1か所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。(20か所毎に1か所とは、溶接を20か所施工した毎にその20か所から任意の1か所を試験することである。)		
	その他	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20か所毎に1か所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。(20か所毎に1か所とは、溶接を20か所施工した毎にその20か所から任意の1か所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
6 既製杭工	施工	その他	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法）及び鋼管ソイルセメント杭工法とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。	参考値：20N/mm ²	
		施工	鋼管杭（鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む）・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。		
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削制度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが滞ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する	
10 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4] -68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 神奈川県・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下		・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	必修	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
その他			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.01.5%以下			○
			鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-75	1.2Mpa以上(14日)			○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-131	1.50kg/L以上			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11 上層路盤	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 <p>例)</p> <p>3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。</p> <p>例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔</p> <p>なお1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>		
			粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	
			粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
12 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ〔7日間〕2.9Mpa（アスファルト舗装） 2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
13 セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下							
	施工	必須	粒度（2.36mmふるいフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時（1回～2回/日）	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 	○				
			粒度（75μmふるいフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。						
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 						
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。						
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）						
14 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	○						
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				○			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下					○		
			フィラー（舗装用石炭石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。						○	
			フィラー（舗装用石炭石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下							○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧[2]-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-78	1/4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○
蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	○					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）</p> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○		
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-212	「舗装施工便覧」参照 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4			○		
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧[2]-224				○		
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	「舗装施工便覧」参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○		
	プラント	必須	その他	粒度（2.36mmふるいフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度		・中規模以上の工事：定期的又は随時 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
				粒度（75μmふるいフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○	
				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内			○	
				温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。		随時	○	
	その他	必須	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。		設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44				アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
				ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18				アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。		<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。</p> <p>例） 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（フロント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。</p>	
				温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
				外観検査（混合物）	目視					
すべり抵抗試験				舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
15 転圧コンクリート	材料	必須	コンシステンシーVC試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。					
			マーシャル突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%							
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%							
			含水比試験		JIS A 1203			設計図書による。				
			コンクリートの曲げ強度試験		JIS A 1106			2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。				
	その他			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。 工事開始前、材料の変更時	ホワイベースに使用する場合： 40%以下	○			
				骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○			
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110				○			
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			○			
				骨材の微粒分量試験	JIA A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下 （ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）			○			
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
				モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○		
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			観察で問題なければ省略できる。	○		
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
				セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			工事開始前、工事中1回/月以上	○		
				ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			工事開始前、工事中1回/月以上	○		
				練混ぜ水の水質試験	JIS A 5308付属書JC	上水道水及び上水道水以外の水の場合：			懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
						回収水の場合：			塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
15 転圧コンクリート	使用製造する場合は除く（JISマーク表示されたレディーミクスコンクリートを）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	・レディーミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○		
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○	
		施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
				マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧[3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
				ランマー突き固め試験					
				コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		
				温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上		
必須	現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3か所）					
	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧[3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定					
16 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○	
			フィラー（舗装用石炭石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」表3.3.17による。			○	
			フィラー（舗装用石炭石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
16 グース アスファルト 舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○	
			針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm)			○	
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○	
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○	
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○	
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○	
	密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³	○					
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧[3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの 	○	
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧[3]-407	3～20秒 (目標値)			○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	300以上			○	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上			○	
			粒度 (2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 	○
			粒度 (75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度				○
アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	○				
温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時	○					
舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
17 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。				
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-227, [4]-230						
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				
				最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法						
				又は、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) ※巻末資料7参照						盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点
				又は、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による ※巻末資料8参照						
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1か所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。			
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。				
			含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。				
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (パングラムヒール)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
18 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。 最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法 又は、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」 ※巻末資料 7 参照	設計図書による。	500 ^m につき1回の割合で行う。ただし、1,500 ^m 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500 ^m を標準とし、1日の施工面積が2,000 ^m 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 ^m 未満:5点 ・500 ^m 以上1,000 ^m 未満:10点 ・1,000 ^m 以上2,000 ^m 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	施工	必須	又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」 ※巻末資料 8 参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500 ^m を標準とする。また、1日の施工面積が2,000 ^m 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
	その他	必須	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
	その他	必須	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。				
	その他	必須	含水比試験	JIS A 1203		500 ^m につき1回の割合で行う。ただし、1,500 ^m 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
	その他	必須	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [2]-16 (ベ'ンケルマンビ'-ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			
	19 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	当初及び土質の変化した時。	・配合を定めるための試験である。 ・ポーリング等により供試体を採用する。	
				ゲルタイム試験			当初及び土質の変化した時。	・配合を定めるための試験である。	
施工		必須	改良体全長の連続性確認	ポーリングコアの 目視確認		改良体の上端から下端までの全長をポーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ポーリング等により供試体を採用する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してよい。		
施工	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したポーリングコアを利用してよい。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回/日 (午前・午後)		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
			その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		○
			その他の確認試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。又は、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
		又は、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」 ※巻末資料 7 参照	次の密度への締固めが可能な範囲の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは 92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満 : 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満 : 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満 : 15点	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			
		又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 ※巻末資料 8 参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
22 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」 (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ※巻末資料 1 参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
		その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	総乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/12か月以上水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/12か月以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付工	リ製造（プレキャスト）を使用する場合（JISマーク表示されたレディミクストコンクリート）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外。	○
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	
施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にあたるとは、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		
		スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。		
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		JISマーク表示されたレディミックス	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		ミックス	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		コンクリート	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		使用する	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
		場合	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及びおよび産地が変わった場合。		○
		は	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
		除く	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC 回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
					塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
23 現場吹付法砕工	製造現場へはJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125				1回/日以上	○	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○		
		ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月	・小規模工事※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○			
			連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○					
		施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○	
				必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F 561-2023	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm ² 以上（材齢28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	○
				その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C 502-2023、2018、503-2023）又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	○
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事については、スランプ試験の項目を参照	○		
			ロックボルトの引抜き試験	※巻末資料9参照 「ロックボルトの引抜き試験」	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。				
コアによる強度試験	JIS A 1107		設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説【第一回改訂版】				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による。	築堤は、1,000 m^2 に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				又は、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 ※巻末資料7参照	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度又は空気間隙率の規定によることできる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1,000 m^2 未満：10点 ・1,000 m^2 以上2,000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 ※巻末資料8参照				施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	必要に応じて。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説（第一回改訂版）				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説（第一回改訂版）				
			土の透水試験	JIS A 1218				
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、又は堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			又は、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）1」※巻末資料7参照	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 ※巻末資料8参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。				
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-273		トラフィカビリティが悪いとき。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
26 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	/				
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法			・最大乾燥密度の85%以上、又は設計図書に示された値	1,000㎡に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
					又は、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 ※巻末資料7参照	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。			盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
					又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 ※巻末資料8参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
27 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。	/				
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)					
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。					
			土粒子の密度試験	JIS A 1202							
			土の含水比試験	JIS A 1203							
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205							
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216							
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 [第一回改定版]							
			土の圧密試験	JIS A 1217							
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説 [第一回改定版]							
			土の透水試験	JIS A 1218							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
27 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法 便覧[4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体: 自然含水比又はトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部: トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ 。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。			
			又は、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。 ※巻末資料7参照	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満: 5点 ・500 m^2 以上1,000 m^2 未満: 10点 ・1,000 m^2 以上2,000 m^2 未満: 15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
			又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」 ※巻末資料8参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧[4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
				含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^3 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧[1]-273		必要に応じて (例)トラフィカビリティが悪いとき。					
	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧[1]-284 (ベックマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
28 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：約2.7g/cm³~2.5g/cm³ 準硬石：約2.5g/cm³~2g/cm³ 軟石：約2g/cm³未満 	○	
			岩石の吸水率	JIS A 5006	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。			<ul style="list-style-type: none"> 500m³以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：5%未満 準硬石：5%以上15%未満 軟石：15%以上 	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006					<ul style="list-style-type: none"> 500m³以下は監督員の承諾を得て省略できる。 参考値： <ul style="list-style-type: none"> 硬石：4903N/cm²以上 準硬石：980.66N/cm²以上 4903N/cm²未満 軟石：980.66N/cm²未満
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 500m³以下は監督員の承諾を得て省略できる。 	○	
29 コンクリートダム	材料	(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。	試験成績表等による確認	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)	○			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。		<ul style="list-style-type: none"> 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、碎石の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが碎石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	を材料使用する場合（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリート）	その他	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	り製造（プラント）を使用する場合（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリート）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/12か月以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種 [*] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、種管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3個 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割で行う。		
		温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。			
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値: 2.3t/m ³ 以上	
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回1個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3個 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
30 攪工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については適用を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	碎石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308付属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
				回収水の場合： JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量：200mg/ℓ以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/12か月以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案) (平成16年3月8日事務連絡)」 ※巻末資料1参照	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/㎡の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合： 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本 (σ700・3本、σ2800・3本) とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) 又は設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査 ※巻末資料3参照	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3か所の調査を実施。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5か所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIA A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) ※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上	
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
31 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308付属書 JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合： JIS A 5308付属書 JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/12か月以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
	製造（プラント） （JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6か月以上	・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
				ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/12か月以上。		○	
					連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○
				細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○	
				粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上。		○	
	施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）又は設計図書の規定により行う。		
				コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日（2×3=6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。			
				吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回			
その他				スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
32 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中又は必要の都度 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	「ロックボルトの引抜き試験」 ※巻末資料9参照		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う (ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
33 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生便覧」参照 表-3.2.9 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				
	その他	必須	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ボルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ボルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256	基準密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
				砂置換法 (JIS A 1214)	砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。				
				土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
				CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
34 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207			当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-218					
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-309					
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318					
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-16					
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左				
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。		
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8に準じる	-0.7cm以内	1000㎡毎			
			粒度（2.36mmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		
		粒度（75μmふるい）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内					
		アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内					
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下				
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下				
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。				
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認					
35 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○					
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧[2]-83	50%以下			○					
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[2]-94	水浸膨張比：2.0%以下			○					
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下			○					
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○					
			針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上			○					
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上			○					
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)			○					
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○					
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○					
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○					
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧[2]-289	タフネス：20N・m			○					
			密度試験	JIS K 2207				○					
			プラント	必須	その他			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度				○							
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内				○							
温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。				随時	○						
水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。				設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○					
ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44						アスファルト混合物の耐流動性の確認	○					
ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18						アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○					
カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-110						アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○					
舗設現場	必須	その他				温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)			
						現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-154	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000㎡ごと。				

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
35 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			外観検査(混合物)	目視		随時		
36 ブラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-16		再生骨材使用量500tごとに1回。		○
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	3.8%以上			○
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	ブラント	必須	粒度(2.36mmふるい)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度(75μmふるい)	舗装調査・試験法便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。		○	
			水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44			耐流動性の確認	○
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18			耐磨耗性の確認	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
36	プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視		随時		
				温度測定(初転圧前)	温度計による。			測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
37	工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。	○	
				機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる。	JISによる。	JISによる。	試験対象とする部材は監督員と協議のうえ選定する。	
				外観検査(付属部材)	目視及び計測				
38	ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50μm以下 二次部材の最大表面粗さ：100μm以下(ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
				スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
				上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
				平面度	目視	設計図書による。(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
				ベベル精度	計測器による計測				
			真直度						
39	溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
				型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
				マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2種以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す3種以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	<ul style="list-style-type: none"> 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる	<ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-資格者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 	
			外観形状検査 (ビート表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビート表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個又は継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (ビート表面の凹凸)		ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観試験 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビート幅 (B[mm]) 余盛り高さ (h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		外観形状検査 (アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包圍してなければならぬ。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			
	その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包圍していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
40 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			土の潤滑度試験	JIS G 0191						
			テーブルフロー試験	JIS R 5201						
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216						
	その他			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。	/		
				土の粒度試験	JIS A 1204					
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
				土の圧密試験	JIS A 1217					
				土懸濁液のpH試験	JGS 0211					有機質土の場合は必要に応じて実施する
				土の強熱減量試験	JGS 0221					
	施工	必須		深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器又はボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試料採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採用する。	
				土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。		実施頻度は、監督員との協議による。	
	41 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			○
定着材のフロー値試験				JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合			
その他				外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
施工		必須		圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）		定着材をセメントミルク又はモルタルとする場合	
				引き抜き試験（受入れ試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル		・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			
	その他			引き抜き試験（適合性試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。			